



中之条町過疎地域持続的発展計画 (素案)

(令和8年度～令和12年度)

群馬県 中之条町

目 次

Ⅰ 基本的な事項

(1) 町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 行財政の状況	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針	8
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	9
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	9
(7) 計画期間	10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	13
(2) その対策	13
(3) 計画	14
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	16

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	18
(3) 計画	21
(4) 産業振興促進事項	24
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	24

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	25
(3) 計画	26
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	27

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	28
(2) その対策	28
(3) 計画	29
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	32

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	33
(2) その対策	34
(3) 計画	35
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	38

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	39
(2)	その対策	39
(3)	計画	40
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	43
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	44
(2)	その対策	44
(3)	計画	45
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	45
9	教育の振興	
(1)	現況と問題点	46
(2)	その対策	46
(3)	計画	47
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	49
10	集落の整備	
(1)	現況と問題点	51
(2)	その対策	51
(3)	計画	51
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	51
11	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	53
(2)	その対策	53
(3)	計画	54
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	54
12	再生可能エネルギーの利用の推進	
(1)	現況と問題点	55
(2)	その対策	55
(3)	計画	56
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	57
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1)	現況と問題点	58
(2)	その対策	58
(3)	計画	59
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	59
	事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	60

1. 基本的な事項

(1) 町の概況

ア 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

・自然的条件

中之条町は、群馬県の北西部に位置しており、県内6市町村、県外4町村と隣接している県境の町です。総面積は439.28平方キロメートルで、8割以上を森林が占めており、特に林野率の高い沢田地区（旧沢田村）、六合地区（旧六合村）は山村振興法に基づく「振興山村」に指定されています。

地形は、盆地や河岸段丘、丘陵地などがみられ、変化に富んだ景観を形成しています。山林が広く平坦地が少ないが、町南東部は比較的平坦で古くから市街地が形成されるなど、町だけでなく吾妻郡の政治、経済、文化、交通の中心として発展してきました。町北部は、風光明媚な三国山系の高峰がそびえており、上信越高原国立公園に指定され、芳ヶ平湿原やチャツボミゴケ公園（穴地獄）から構成される芳ヶ平湿地群が平成27年5月にラムサール条約湿地登録簿に掲載されたほか、貴重な高山植物の宝庫である野反湖周辺など、美しく豊かな自然を有しています。

気候は、地形が急峻で標高が300メートルから2,300メートルに及ぶことによる地域的な格差はあるものの山々に囲まれた盆地状の地形であるため、内陸性気候となっています。平均年間気温は13℃前後、冬期には積雪もあり、豪雪地帯対策特別措置法に基づく「豪雪地帯」に町全体が指定されています。

・歴史的条件

当町は東西に広く、旧町村境にある暮坂峠を境に東側の中之条地区（旧中之条町）、西側の六合地区（旧六合村）で歴史的背景に違いがあります。

中之条地区は、中世になると、吾妻郡東部を本拠としていた吾妻氏の勢力の及ぶところとなり、鎌倉幕府御家人として活躍した吾妻氏は馬と関係が深く、市代牧を母胎とした武士団であろうと推察されます。真田昌幸は天正8年に沼田城を攻略し、吾妻・利根郡を武田領とし、武田氏・北条氏が滅亡していく中で、両郡は真田氏の領有するところとなります。近世に入ると、沼田藩真田氏は中之条町・伊勢町などの町割りを完成させ、まもなく、中之条町は真田氏より市を開くことを許され、その後、市場町として栄えていきました。明治時代になると、廃藩置県・地租改正などの大改革があって文明開化とともに明治11年には吾妻郡役所が設置され、明治22年の町村制施行により、中之条町、沢田村、伊参村、名久田村が誕生しました。昭和30年4月15日に中之条町、沢田村、伊参村、名久田村の1町3村が合併しました。

六合地区は、古代から人の住んでいたことが広池遺跡（縄文時代）や熊倉遺跡（平安時代）の出土品から推定されます。近世に至って中之条地区と同様に真田氏の領地となり、後に江戸幕府の直轄地となります。その後、一部が旗本領となり明治時代に及んでいます。明治22年の町村制施行に際して草津村と称しましたが、明治33年7月1日に草津村を廃し、入山村、生須村、小

雨村、太子村、赤岩村、日影村の6村をもって六合村が誕生しました。

平成22年3月28日、地方分権の推進や行財政改革、人口減少と少子高齢化等に対応するため、六合村を編入合併し、現在に至ります。

・社会的条件

当町は、東京都心まで約140km、県庁所在地の前橋市まで約40kmという位置にあり、JR吾妻線と国道353号が通り、吾妻郡の玄関口となっています。また、国道145号が高山村、国道292号が草津町へとつながり、未開通区間もありますが六合地区（梨木）から新潟県上越市に至っている国道405号のほか、主要地方道中之条草津線が国道と交差しています。また、渋川市から吾妻郡を経て長野県東御市を結ぶ計画の地域高規格道路である上信自動車道へのアクセス道の整備が進められています。特に町を横断する主要地方道中之条草津線の早急な改良と国道405号の改良が望まれており、高速交通網は、関越自動車道の渋川伊香保インターチェンジ、上越新幹線の上毛高原駅まで、町役場から車でも約40分程度必要です。

・経済的条件

当町の主要産業は、農業、林業、商業、工業及び観光業ですが、いずれの産業も少子化や都市部への人口流出による後継者不足及び郊外の大手企業の増加による事業の縮小・廃業など厳しい状況となっています。特に六合地区は農業を産業の主体としてきましたが地形が急峻・狭隘のうえ、降雪もあるため、経営面積は小規模で農業後継者が育たないといった厳しい営農条件にあります。花き栽培においては新規就農者の受け入れも活発になりつつありますが、全般的には、若年就労年齢層の地域外流出が多く農林業就業者の減少や超高齢化による労働力の質の低下による土地利用の硬直化を招く等、地域産業振興を推進する上での農林業の担い手不足が大きな問題となっています。

観光面においては、観光入込客数が新型コロナウイルス感染症拡大前の水準まで回復してきましたが、高齢化等に伴う空き店舗は増加が見込まれ、かつ今後急激な景気向上は見込めないことから、地域を支える産業の振興や創業支援に取り組み、若い世代が流出する流れを変え、町に人を呼び込み、新しい人の流れをつくるための施策を講じていかなければならない状況です。

イ 町における過疎の状況

・人口の動向

中之条地区は昭和30年には2万3千人余の人口でしたが、昭和60年には2万人余まで減少し、さらに平成22年には1万6千人余と減少傾向は止まらず、平成26年4月1日の過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により町全域が過疎地域として指定され、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法においても、町全域が過疎地域に指定されています。

今後も就職や婚姻による転出などの社会減、また、少子高齢化による自然減もあり、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の人口推計によると、高齢者人口の減少も含めて、さらに人口減少は進行すると予想されます。

六合地区は昭和 30 年には 4 千人余の人口がありましたが、これは中心企業であった群馬鉄山の操業により、関連企業に就業していた従業員によるものです。昭和 37 年から 40 年にかけて鉄需要の低迷と生産性の低下から群馬鉄山が閉山となり、従業員が転出して以来、人口は減少の一途をたどっています。基幹産業である農林業の衰退、経済的な面での不安などにより、安定収入の得られる都市部へ就業の場を求めて転出している状況です。

・これまでの過疎対策

六合地区においては、昭和 45 年の過疎地域対策緊急措置法、昭和 55 年の過疎地域振興特別措置法、平成 2 年の過疎地域活性化特別措置法、平成 12 年の過疎地域自立促進特別措置法、令和 3 年の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法と続いたこれまでの過疎対策により、道路交通網をはじめ、簡易水道、公営住宅、教育施設、産業基盤整備、合併処理浄化槽の推進、医療施設整備、地域文化振興など、生活環境や生活基盤が整備されました。また、健康管理や情報連絡施設として健康管理等情報連絡施設の整備を重視するとともに、高齢者福祉や地域資源を活用した交流人口増加事業など、ソフト事業を積極的に取り入れ、きめ細やかな取組を行ってきました。

平成 26 年度以降は、町全域において過疎対策に取り組んでおり、当町の魅力である温泉地、歴史資源及び自然資源などの地域資源の保全、それらを活用した振興に力を入れています。地域資源と文化を融合させた「中之条ビエンナーレ」等のイベントや再生可能エネルギー等によるエネルギーの地産地消など特色のあるまちづくりによる過疎対策を行っています。

・現在の課題と今後の見通し

当町では、これまで過疎対策事業として様々な施策を講じてきたが、過疎化現象を食い止めるまでには至っていません。しかしながら、少子高齢化や情報化等が急速に進み、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い時代は大きな転換期を迎えています。

田舎暮らしや地方移住の需要も高まっており、取り組んできた特色のあるまちづくりをブラッシュアップし、より魅力を高める必要があります。

そのための施策として、美しい豊かな自然と景観の保全・活用、地場産業の振興、子育てしやすい環境づくり、高齢者福祉の充実、観光の振興等による交流人口の増加、地域資源の活用、芸術文化の推進などが課題として挙げられます。ICT（※）の活用を加速していくことも重要であり、活用できる環境を整えることが急務となります。

また、通勤・通学及び観光の振興等に欠かすことのできない国道 145 号、292 号、353 号、405 号及び主要地方道中之条草津線の改良整備や観光に関わるインフラ整備も進め、交流人口及び関係人口の増加や地域活性化を図る上でも、これらの主要道路等の整備や公共交通機関の整備は重要な位置づけとなります。

※ ICT 情報通信技術を活用したコミュニケーション。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

都会にはない地域社会が持つ価値を高め、「都会よりも魅力的なまちづくり」の発展を目指し、広域的な交流も通じて首都圏への近さという地理的優位性を合わせ、地域の経済力を高める必要があります。

なかのじょうまちづくりビジョン 2026（中之条町総合計画 第7次構想）においては、「自然と文化」を活かしながら、住む人にとっても訪れる人にとっても誰もが「故郷」^{ふるさと}と思え、今の世代も未来の世代も「なかのじょうで暮らしてよかった。」と思えるまちづくりを目指しています。

新・群馬県総合計画(基本計画)において、群馬県が2040年に目指す姿のキーワードは「快疎」^{かいそ}であり、中之条町においても地域社会で活躍し幸せを感じ、エネルギー、食及び健康、社会的平等などさまざまな事に、県や近隣市町村とも連携し、社会、環境及び経済への影響を考え、バランスの取れた成長かつ地域の特色を活かした持続可能な町を目指します。

（２）人口及び産業の推移と動向

中之条町の人口は、令和2年の国勢調査では15,386人であり、昭和55年の国勢調査時の22,618人からは、7,232人、約32.0%減少しました。平成2年時の21,627人と比較した場合には、6,241人、約28.9%減少しています。また、平成27年の国勢調査時の16,850人と比べても1,464人、約8.7%減少しているなど、減少傾向が続いています。年齢階層別に人口を見た場合、年少人口（0～14歳）は、昭和55年時の4,972人から令和2年では1,365人となり3,607人、約72.6%の減少となっています。生産年齢人口（15～64歳）は、昭和55年時の14,698人から令和2年には7,654人となって7,044人、約47.9%の減少となっています。老年人口（65歳以上）においては、昭和55年時の2,948人から令和2年には6,294人、約2.1倍の増加、高齢化率は令和2年には約41%となり、少子高齢化が進行しています。

今後も人口減少及び少子高齢化が進むと予測され、社人研の「日本の地域別将来推計人口（令和5年（2023）年推計）」（以下「社人研推計」という。）では、令和12年には12,802人、令和17年には11,628人となり、令和17年には老年人口が生産人口を上回ると推計されています。

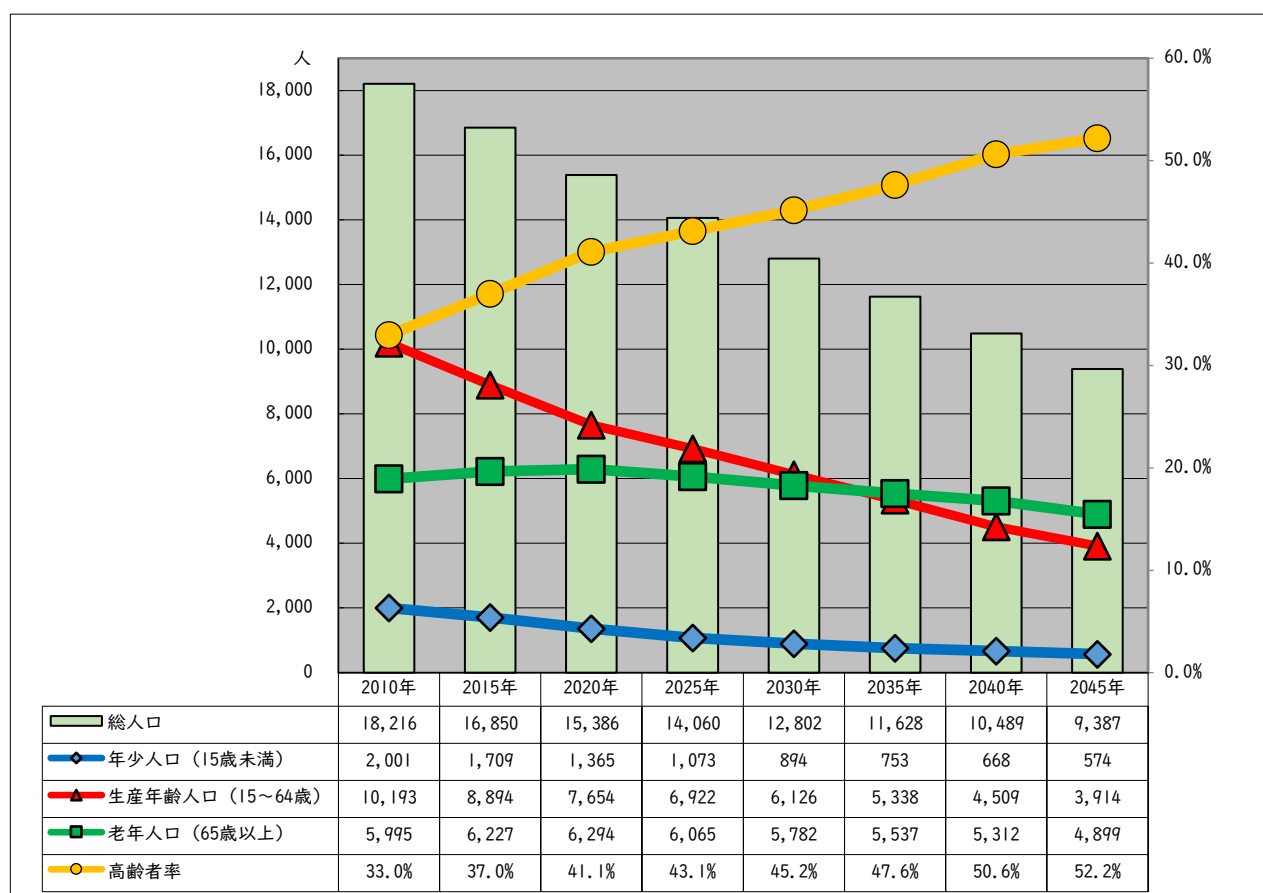
また、産業別人口については、昭和55年時の就業人口が、11,797人から令和2年には7,684人となって約34.9%減少しています。令和2年の産業別比率を見た場合、第一次産業（農業、林業等）が約9.7%、第二次産業（建設業、製造業等）が約21.5%、第三次産業（運輸業、小売業、金融業、サービス業等）が約68.8%と、第一次、第二次産業では、近年の農工業離れの影響による従事者数の低下が見られ、一方、第三次産業は、職種の多様化や第一次、第二次産業からの移行等により、増加傾向にあります。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 22,618	人 21,627	% ▲ 4.38	人 19,398	% ▲10.31	人 16,850	% ▲13.14	人 15,386	% ▲8.69
0 歳～14 歳	4,972	3,754	▲24.50	2,431	▲35.24	1,709	▲29.70	1,365	▲20.13
15 歳～64 歳	14,698	13,971	▲4.95	11,152	▲20.18	8,894	▲20.25	7,654	▲13.94
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	4,196	3,629	▲13.51	2,591	▲28.60	1,883	▲27.33	1,618	▲14.07
65 歳以上 (b)	2,948	3,899	32.26	5,815	49.15	6,227	7.09	6,294	1.08
(a) / 総 数 若年者比率	% 18.55	% 16.78	—	% 13.36	—	% 11.18	—	% 10.52	—
(b) / 総 数 高齢者比率	% 13.03	% 18.03	—	% 29.98	—	% 36.96	—	% 40.91	—

※総数は年齢不詳を含む

表1-1 (2) 人口の見通し (中之条町人口ビジョン)



中之条町人口ビジョン（令和6年10月策定）に記載された社人研推計の数値となります。

※総人口には年齢不詳を含む

※高齢化率は年齢不詳を含まない

表 1-1 (3) 産業別人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 11,797	人 11,505	% ▲2.48	人 9,990	% ▲13.17	人 8,373	% ▲16.19	人 7,684	% ▲8.23
第一次産業 就業人口比率	% 24.32	% 15.84	—	% 12.70	—	% 9.96	—	% 9.73	—
第二次産業 就業人口比率	% 26.43	% 29.46	—	% 22.35	—	% 23.06	—	% 21.46	—
第三次産業 就業人口比率	% 49.25	% 54.71	—	% 64.95	—	% 66.98	—	% 68.81	—

※総数には分類不能の産業を含む

※就業人口比率には分類不能の産業を含まない

(3) 行財政の状況

急速な人口減少と少子高齢化の進行をはじめ、安心、安全及び環境問題に対する意識の高まりによる複合的な諸課題への対応など、行政需要はますます複雑化、多様化しています。

行政との連絡組織として 87 行政区を置き、中之条地区では 70 行政区、六合地区については、17 行政区により行政事務の連絡等にあたっています。

行政の多様化と広域化に伴い、吾妻郡内 6 町村で吾妻広域町村圏振興整備組合を設置し、消防・救急対応施設、老人ホーム、火葬場等を共同事業として実施しています。西吾妻福祉病院組合や一般廃棄物処理についても一部事務組合を構成し、共同処理を実施しています。

今後も、庁内連携及び近隣市町村との連携強化によって、住民へのサービス提供が円滑に行われるよう、効果的・効率的な行政運営を行う必要があります。

町の財政状況は、財政健全化判断比率等の各種財政指標において、財政運営の健全性が保たれていることを示していますが、人口減少、少子高齢化の中にあって、自主財源の根幹となる税収の増加を見込むことは難しく、依存財源についても増収を見込むことは困難な状況にあります。地方交付税への依存度が高い当町においては、こうした動向を強く認識し対応していく必要があります。

人口減少等による歳入の増加が見込めない一方、歳出面では扶助費や繰出金等の社会保障関連経費をはじめとする経常的経費の増加は避けられず、物価変動に伴う支出増や公共施設等の老朽化に伴う改修費や維持修繕費が増加していくことが予想されます。公共施設等のマネジメントを徹底し、発生する費用を抑えながら、町民の未来に向けた公共施設への投資を一定水準確保していかなければなりません。

このような状況下であっても、持続可能な財政構造の構築に向けて、限られた財源を効率的、効果的に配分しながら、必要な施策や事業を着実に推進し、将来にわたって継続的かつ安定した行政サービスを提供していくため、的確に対応していく必要があります。

表 1 - 2 (1) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度	令和 6 年度
歳 入 総 額 A	10,283,265	11,002,884	11,727,834	11,156,695
一 般 財 源	8,333,199	8,474,507	8,816,924	8,456,997
国 庫 支 出 金	929,953	563,356	425,548	720,250
都道府県支出金	577,521	739,217	586,794	524,297
地方債	795,200	756,900	1,126,600	678,200
うち過疎債	205,200	345,300	581,400	573,200
その他	7,980,591	8,943,411	9,588,892	9,233,948
歳 出 総 額 B	9,678,872	10,218,442	11,055,237	10,360,663
義 務 的 経 費	3,431,337	3,362,542	3,398,275	4,301,274
投 資 的 経 費	1,389,805	1,096,288	1,764,183	1,153,210
うち普通建設事業	1,389,805	1,068,771	1,748,323	1,153,210
その他	4,857,730	5,759,612	5,892,779	4,906,179
過疎対策事業費	418,571	827,287	1,415,161	1,928,788
歳入歳出差引額 C (A-B)	604,393	784,442	672,597	796,032
翌年度へ繰越すべき財源 D	11,228	261,888	151,668	77,294
実質収支 C-D	593,165	522,554	520,929	718,738
財 政 力 指 数	0.40	0.39	0.39	0.35
公 債 費 負 担 比 率	—	—	—	—
実 質 公 債 費 比 率	11.5	7.6	9.3	10.9
起 債 制 限 比 率	—	—	—	—
経 常 収 支 比 率	80.1	85.4	89.5	93.2
将 来 負 担 比 率	—	—	—	—
地 方 債 現 在 高	7,052,269	6,784,379	7,764,519	6,139,239

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末	令和 6 年度末
市 町 村 道						
改 良 率 (%)	10.6	24.4	32.8	36.3	36.3	37.1
舗 装 率 (%)	29	48.9	56.0	58.9	59.0	59.6
農 道	—	—	—	286,216	292,226	292,226
延 長 (m)						
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	130.5	116.3	129.7	—	—	—
林 道	—	—	—	48,058	52,807	54,417
延 長 (m)						
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	13.5	12.7	6.9	—	—	—
水 道 普 及 率 (%)	85.6	87.9	95.7	98.1	98.5	99.0
水 洗 化 率 (%)	4.9	7.2	22.5	71.7	85.4	94.5
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	28.9	35.8	33.1	34.1	38.2	42.0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法、昭和 55 年に過疎地域振興特別措置法、平成 2 年に過疎地域活性化特別措置法、平成 12 年に過疎地域自立促進特別措置法、令和 3 年に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の指定を受けてそれぞれ計画を策定し、地域の活性化を図るべく過去 40 年以上にわたって総合的な過疎対策事業を実施し、人口の急減防止策及び医療・福祉・介護対策をはじめ、特に公共交通・情報通信体系の整備、地場産業の育成等の施策を講じてきました。

その結果、道路整備をはじめとする生産基盤や公共施設の整備による生活環境等の基礎的整備が進み、一定の成果を納めることができました。しかし、財政基盤の脆弱等により依然として地域間格差があり、急速な人口減少と少子高齢化により、地域社会における活力が低下していることから、今なお多くの課題を抱えているところです。

一方で、人々は心の豊かさや生活のゆとり、潤いを求める等、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い時代は大きな転換期を迎えています。町の魅力である温泉地、歴史資源及び自然資源などの地域資源の保全を活用した過疎対策を行ってきましたが、今後も地域資源のポテンシャルと特色を活かし、持続可能な地域づくりを進め、誇りと自信を持てる「故郷」^{ふるさと}を大切に受け継いでいけるように取り組んでいく努力を続けていくことが必要です。

今後の過疎対策事業は、過去に実施した事業成果を踏まえ、「地域の特性を活かした魅力ある地域づくり」を主眼に、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成や産業振興、ICTの利用等による快適な生活環境の整備を目指し、都会にはない魅力をより高めるため、SDGs（※1）への取り組みやデジタル技術の積極的な活用によるDX（※2）を図ることで、自然とともに快適に暮らし、地域資源を最大限に活用するような対策に努めなければなりません。

そのため、なかのじょうまちづくりビジョン 2026（中之条町総合計画 第7次構想）におけるまちづくりの方針を基本とし、当町の実情に応じた施策を展開し、地域の持続的発展を促進します。具体的には、これまでの地域づくりの取り組みを引き継ぐことを基本に、7つの基本構想（重点目標）を設定し、魅力ある地域社会の形成を目指します。

- ① ささえあい まもる 安心・安全・快適な暮らし
- ② 未来をになう 子どもたちが健やかに育つまち
- ③ 人をはぐくみ 未来をつむぐ
- ④ 誰もが元気に 健康長寿で暮らしやすいふるさとづくり
- ⑤ 地域の力を活かし、新たな活力を生み出す
- ⑥ 自然とともに ふるさとの魅力をひらき、未来と結ぶ
- ⑦ みんなで創る 未来もずっと輝くまちへ

※1 持続的開発目標。持続可能な開発のために国連が定める国際目標で、17の世界的目標・169の達成基準・232の指標のこと。

※2 デジタルトランスフォーメーション。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよい方向に変化させること。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

中之条町人口ビジョン（令和６年１０月策定）において、社人研推計に準拠し町独自の推計を行っており、その人口を基本目標値とします。

計画期間における人口目標 **13,186 人**

年	2010 H 22	2015 H 27	2020 R 2	2025 R 7	2030 R 12	2035 R 17	2040 R 22	2045 R 27	2050 R32
町独自 推計	18,216	16,850	15,386	14,196	13,186	12,237	11,344	10,443	9,571
社人研 推計	18,216	16,850	15,386	14,060	12,802	11,628	10,489	9,387	8,347

また、当町では事務事業の改善に結び付けることを目的に、毎年度、事業効果等の検証（事務事業評価）を行っています。

事務事業評価の目標値を、地域の持続的発展のための目標指標として活用し、PDCAサイクルによる切れ目ない改善を行い、基本目標の達成を目指します。

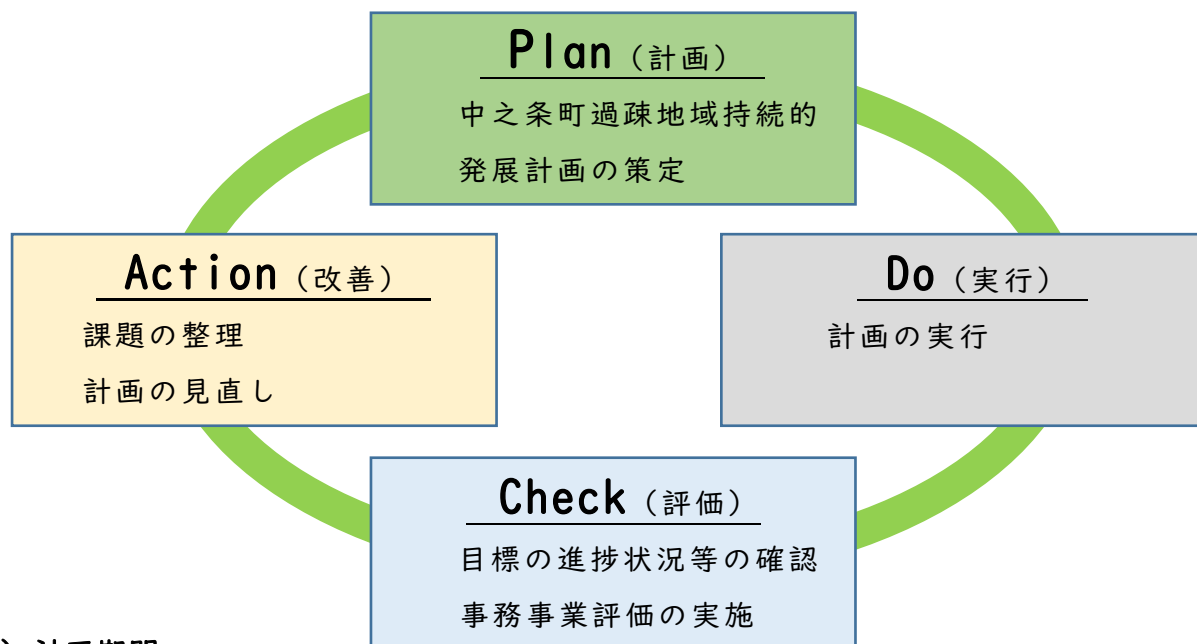
・事務事業評価の目標の例

事業名	基本方針・目的（何のために）	成果指標	【R4】 実績値	【R5】 実績値	【R6】 実績値	【R6】 目標値	【R7】 目標値
ふるさと移住・定住 促進事業	人口減少・少子高齢化が進んでいるが、地域の持続的発展・活力を生み出すため、移住・定住・地域間交流の促進、地域おこし協力隊などの人材活用と人材育成、空き家の利活用などの施策を行い、中之条町への移住・定住を促進し、地域の活性化を図る。	移住者数	133	227	197	150	150
		移住相談件数	163	181	309	100	100
		定住促進対策住宅取得補助金申請件数	38	35	26	35	35

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

事業の所管課はもとより、職員一人ひとりが町の現状を認識し、地域の持続的発展に取り組みます。評価は、毎年度、PDCAのマネジメントサイクルに沿った進捗管理を行っていきいますが、進捗状況、社会情勢、財政状況を踏まえ、必要により計画の見直しを行います。

町議会への報告やホームページなどに情報を公開し、計画が推進できるように取り組みます。意見の収集や整理は地域共創課が担当し、総合的な地域づくりにおいても活かしていきます。



(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

(中之条町公共施設等総合管理計画より 「基本的な方針・考え方」を転記)

3 基本的な方針・考え方

「あったら便利」「ここにも欲しい」ではなく、「ないと困る」「なくてはならない」これからの公共施設等の在り方を考え、未来へと繋いでいきます。

基本的な方針として次の3つを設定し、さらにより具体的な実施方針を設定し、本計画を推進します。

【基本方針】

- (1) 長寿命化の推進
- (2) 資産総量の適正化
- (3) 資産の有効活用

今後は、公共施設等の計画的な予防保全による長寿命化や、資産総量の適正化による維持管理コスト等の縮減、資産活用による歳入確保など、公共施設等の総合的な利活用を推進することにより、財政負担の軽減を図りながら、町民が必要とする行政サービスの維持向上を図ります。

なお、平成25年3月に中之条町施設評価検討委員会から、町有施設について、その必要性、公共性、有効性及び効率性などの観点から施設を評価していただき、有効活用を図るべく、今後の各施設の運営方法や事業展開の方向性について検討され、報告されていますので、対象施設については、委員会報告を十分に尊重し取り組むものとします。

（１）長寿命化の推進

公共施設等の修繕は、これまでは壊れてから直す「事後保全」を中心に対応してきました。しかしながら、劣化が顕在化するまで直さず放置していると、損壊等による事故の発生や、緊急に大規模補修が必要になるなど、多額の損害や財政負担のほか、耐用年数を経過しないうちに使用できなくなる恐れがあります。そのため、将来にわたって利用する公共施設等については、壊れる前に計画的に修繕、改修を行う「予防保全」により、長寿命化を推進し安全性、快適性及び機能性を確保するとともに、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。

（２）資産総量の適正化

人口減少、財政状況等を踏まえると、すべての公共施設等をこれまでどおりに維持できないことは明らかです。適正な資産総量とするため、今後も維持していく公共施設等の保有量について目標を定め、資産総量の最適化に取り組めます。（「量の改革」）

「量の改革」では、ハードとしての施設だけを対象とするのではなく、既存サービスの他施設への集約化など、代替性確保についても検討を行います。

いずれにしても、ただ削減するのではなく、これからの公共施設等の在り方を考え、根拠に基づく判断を下し、「量の改革」に取り組めます。施設ごとに利用度、維持管理コスト及び老朽化度などの施設情報を整理し、定量的な視点で評価するとともに、町内の配置状況、設置の経過及び類似施設の状況等の要素を加えた「施設評価」を行い、集約化や廃止等を検討します。

「量の改革」により、資産総量の削減を進めますが、今後も維持していく公共施設等については、変化するニーズに適切に対応するため、総合的かつ計画的な整備を推進します。耐震化、ユニバーサルデザイン化、環境対策・省エネルギー対策及び多機能性を備えるなどの必要な投資も適時実施し、公共施設等の安全性、快適性及び機能性などの向上を図ります。（「質の改革」）

「質の改革」により、長寿命化やニーズに沿った施設機能追加を図り、必要な行政サービス水準を確保しつつ、ライフサイクルコストの縮減や更新費用の平準化に取り組めます。

「量の改革」と「質の改革」を推進し、資産総量の適正化を図りつつ、利用者の安全性や快適性等のサービスを向上させることを目指します。

公共施設については、不採算、非効率であっても、災害時の避難所としての役割、地域福祉向上の役割など、維持していかなければならない公的な性質を持っています。こうした機能を見極めながら、利用率の低い施設などは複合化、転用（用途変更）を図るなど、より有効活用が可能な形を検討します。

インフラについては、町民の暮らしや産業、経済活動及び地域社会を支える基盤として、種別ごとの特性や中長期的な需要見込みを踏まえ、総量の適正化を図ります。

このような状況の中、コンパクトシティの構築も検討していきます。コンパクトシティは、行政機能等の集約により町民生活の質を高める効果が期待でき、同時に公共施設等を削減できるコスト面の効果も考えられます。

（３）資産の有効活用

民間活力の活用による維持管理コストの削減に取り組むとともに、公共施設等を経営資源として捉え、資産活用による収入の増加を図ります。

公共施設等の整備、更新、維持管理、運営において、民間委託、指定管理者制度やＰＦＩなどのＰＰＰ手法を含め、民間事業者の技術・ノウハウ、資金、施設等を活用した、最も効果的・効率的な手法を検討します。また、余剰面積の一部貸付、未利用財産（廃止済施設等）の全部貸付又は売却、公共施設への企業広告、自動販売機設置、ネーミングライツなど、保有財産の活用による財源の確保を図ります。

未利用財産の積極的な売却を進めるとともに、転用や利活用が見込めない施設は取り壊し、維持管理コストの縮減を図ります。売却、取り壊し等については、今後の更新費用や維持管理コストの縮減に繋がり、財源の確保に寄与するため、資産の有効活用に位置づけます。



2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

人口減少・少子高齢化の深刻化により、地域の持続的可能性は危機状況であるが、移住・定住コーディネーターによるワンストップで手厚い移住サポートや定住促進対策住宅取得費補助金制度の充実、田舎暮らしを体験できる移住体験住宅の整備などにより効果も現れており、その取り組みを強化していく必要があります。

移住者や任期終了後の地域おこし協力隊が定住・起業することにより、地域に活力が生まれています。しかしながら、その数は少なく、移住希望者や関係人口を構成する人々が町に定住すること及び地域における人材の育成が重要な課題となっています。

都市との交流は、地域経済の活性化、地域に対する理解の促進及び人材ネットワーク形成に資することから、ふるさと体験といった体験交流や、四万温泉、沢渡温泉及び六合温泉郷などの温泉施設利用による交流促進を図っています。

中之条ビエンナーレや伊参スタジオ映画祭などの特色のあるイベントは、交流人口及び関係人口を創出し、地域に活力を生みだすことに成功しています。

特色のあるイベントによる、地域組織や地域資源の活用に横断的に関わる人材の育成が大切であり、また、交流に資する施設整備や交流機会の提供を進める必要があります。

イサマムラやふるさと交流センターつむじなど、産業振興及び地域間交流の核となる施設は、地域資源を活かしブラッシュアップし、地域振興を促進することも求められています。

地域資源を活用し、美しい景観づくり整備と洗練されたサービスの充実が課題となっています。

(2) その対策

効果が現れている移住・定住コーディネーターによるサポートや定住促進対策住宅取得費補助金制度、特色のあるイベント等はその取り組みを強化、継続していく必要があります。

空き家等の有効活用やオンラインでの移住相談会の充実なども県や近隣市町村とも連携していきます。DXを取り入れ、リモートワーク、ワーケーション及びサテライトオフィス等新たな需要に対応した施策を実施し、デジタルと地域を融合させた新たな価値を生み出す事業を実施し、UJIターン(※)を促進し、人材の育成にも繋がる施策を推進します。

また、住民、企業、団体、学校、行政などの様々な主体が、それぞれの役割を担い、地域課題の解決に向けて協働し、新しい価値を生み出すためのプラットフォームを整備するとともに、町の目指すビジョンとその実現に向けた施策を講じ、官民一体となって持続可能なまちづくりを推進します。地域のもつ個性ある地域資源の有効活用を図り、魅力ある交流拠点の整備を進めるとともに、地域間交流を進めていきます。

※ 「Uターン」「Jターン」「Iターン」など、進学や就職で都市圏へ移住した地方出身者が再び出身地や出身地に近い地方に移り住むことや出身地とは別の地方へ移り住むこと。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
Ⅰ 移住・定住・地域 間交流の促進、人材育 成	(1) 移住・定住		ふるさと移住・定住促進施設整備	町	
			空家利活用	町	
	(2) 地域間交流		伊参芸術文化創造施設「イサマムラ」整備	町	
			官民共創プラットフォーム整備	町	
	(4) 過疎地 域持続的発展 特別事業	移住・ 定住	ふるさと移住・定住促進事業 ○具体的な事業内容 移住・定住コーディネーターによるワンストップで手厚い移住サポート、定住促進対策住宅取得費補助金制度、移住相談会、移住体験住宅利活用等 など、移住支援を確保する。 ○事業の必要性 価値観の多様化等に伴い、田舎暮らしや地方移住の需要は高まっており、移住・定住者の増加に繋がる取り組みを強化していく。 ○見込まれる事業効果 ・移住者の増加・地域活性化	町	
			空家利活用事業・空家等対策事業 ○具体的な事業内容 空家の実態調査、取得・改修・解体・リフォームへの補助、家賃助成等対策を実施。 ○事業の必要性 空家の増加は、周辺環境に悪影響を及ぼす場合もあり、適切な管理と有効活用を図り、移住者の受け入れと環境整備に取り組む。 ○見込まれる事業効果 ・移住者の増加・地域の活性化・景観整備	町	
	地域間 交流		ふるさと納税事業 ○具体的な事業内容 ふるさと納税制度を活用し、寄付の募集・基金の積み立てを実施。 ○事業の必要性 ふるさと納税制度を活用し、いただいた寄附を財源として地域の活性化に取り組むとともに、中之条町に関心・繋がりをつくり、関係人口の創出・拡大を図る。 ○見込まれる事業効果 ・交流人口の増加・関係人口の増加・地域活性化	町	
			都市等交流対策事業 ○具体的な事業内容 姉妹都市や友好都市や関係団体との交流を実施。 ○事業の必要性 行政機関と関係者が連携を図りながら、歴史の顕彰と継承を通じて都市間相互の交流を深め、親睦を厚くし、地域の活性化をより一層推進する。 ○見込まれる事業効果 ・交流人口の増加・関係人口の増加・地域活性化	町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
Ⅰ 移住・定住・地域 間交流の促進、人材育 成	(4) 過疎地 域持続的発展 特別事業	地域間 交流	未来ビジョン・総合戦略事業 ○具体的な事業内容 総合計画・総合計画の策定、タウンミーティ ングの開催、地域づくり団体に向けた補助を 実施。 ○事業の必要性 町の目指すビジョンとその実現に向けた施策 についての総合調整を行い、官民一体となっ て持続可能なまちづくりを推進する。 ○見込まれる事業効果 ・交流人口の増加・関係人口の増加・地域活 性化	町	
		その他	中之条ビエンナーレ開催事業 ○具体的な事業内容 実行委員会への補助及び支援。 ○事業の必要性 「中之条ビエンナーレ」は、町を代表するイベ ントであり、地域の活性化効果が高く、中之条町の ブランディング化、交流人口の増加による域内経 済へのインパクトや関係人口を創出し地域に活力 を生み出していく。 ○見込まれる事業効果 ・観光の振興・交流人口の増加・関係人口の増 加・地域活性化	町	
		その他	伊参スタジオ映画祭開催事業 ○具体的な事業内容 実行委員会への補助及び支援。 ○事業の必要性 「伊参スタジオ映画祭」を通じて、各メディアと の関係性の構築。中之条町で撮影された映画等を 上映し、町の素晴らしさを発信し、関係人口の創 出を図る。 ○見込まれる事業効果 ・観光の振興・交流人口の増加・関係人口の増 加・地域活性化	町	
	(5) その他		地域おこし協力隊	町	
			地域活性化起業人	町	
			地域プロジェクトマネージャー	町	
			特定地域づくり事業協同組合	町	



（４）公共施設等総合管理計画等との整合

（中之条町個別施設計画より文化施設の「基本方針」を転記）

地域の芸術文化の拠点として、ホール機能等の特殊設備を備えた文化施設は、多額の維持管理コストを要するため、収入の確保とともに、民間活力の活用、予防保全によるライフサイクルコストの縮減を図ります。

行政系施設機能や社会教育系施設機能などの機能を有する複合施設となっている施設もあり、今後も地域コミュニティや防災の拠点施設としての機能を強化するため、余裕区画等を活用した複合化、多機能化を検討します。

人口減少、少子高齢化などによりニーズが変化する中で、現状に適した施設の在り方や位置づけを検討しながら、当初の設置目的が薄れ利用率が低い施設については、施設規模の適正化、集約化及び廃止を検討します。

（中之条町個別施設計画よりレクリエーション・観光施設の「基本方針」を転記）

四万温泉などの温泉地や野反湖などの観光スポットを多く有する当町には、その魅力を高めるための施設が多くあります。収入の確保とともに、民間活力の活用、予防保全によるライフサイクルコストの縮減を図ります。適切な施設数を維持していく必要がありますが、老朽化や利用状況を考慮し、施設数の適正化を図りつつ、残していく施設には必要な機能を充実させ、経済活性化に繋げていきます。

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に係る公共施設等の整備や維持・管理等については、中之条町公共施設等総合管理計画における「基本的な方針・考え方」に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適切に実施します。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

(i) 農業

当町における農業は重要な産業であり、地形の起伏が激しく変化に富み、標高 300～1,200 mに耕地が散在しています。

農家 1 戸当たりの耕地面積は平均 1.4 ha と農地の集積が進んでいます（2020 農林業センサスより：393 農業経営体、経営耕地面積 555ha）。

2020 農林業センサスによりますと、総農家数は 1,116 戸で、自給的農家は 734 戸、販売農家は 382 戸という内訳で、概ね 65%を自給的農家が占めています。また、副業的な経営体は 297 経営体となっており、小規模な農家が、自給的な農作物を生産しながら、農地保持している状況が考えられます。このような状況をかんがみると、今後、耕作放棄地化を食い止める施策の検討も必要と考えます。

中之条地区では、昭和 40 年代からの養蚕の低迷、工場等の立地を契機として兼業化が進み、土地利用型農業を中心として担い手不足が深刻化しています。その中で、地域ごとのおいしいお米のブランド化やリンゴやイチゴなどの果樹栽培や、花きの生産に力を入れています。

六合地区では、山間高冷地の立地条件を生かした高原野菜と酪農を主体に農業生産を行ってきたが、近年は山野草を中心とした花き栽培が盛んです。

農業従事者の高齢化、担い手不足、他産業間との所得格差、物価高騰による資材の値上がりなどで農家の生産意欲の低下、耕作放棄地の増加が進み、国土保全の面でも問題化しています。また、地域の農畜産物を活用した 6 次産業化の推進、特産品開発及び農業の効率化に向けた土地の集約とスマート農業の導入が今後の課題です。

(ii) 林業

当町の森林の約 78%が国有林です。民有林においても材価の長期低迷が続き、そのため林業生産意欲を阻害され林業経営として十分な活用がされていない状況です。このような状況下にあるために林業後継者の減少を余儀なくされ造林面積も低迷しています。一部地域で椎茸、なめこ、そして最近では舞茸、木炭の特用林産物の生産が行われている程度です。

また、管理の行き届かない山林が増加し、有害鳥獣が増殖する原因となっており、除伐、間伐等の森林整備が推進できるよう、関連事業を実施していくことが急務です。

(iii) 観光

四万温泉、沢渡温泉、六合温泉郷といった温泉や芳ヶ平湿原、野反湖などの自然資源に恵まれ、年間 140 万人余の観光客が訪れます。

各種イベントの開催、観光 P R、赤岩集落等の歴史的建造物保全、統一的な案内板の設置、野反湖の施設・公衆トイレの整備などを進めてきました。

今後は観光拠点整備、温泉施設の整備、自然景観や農林業との連携による体験型旅行の受入れ体制の充実など滞在型観光の推進が課題です。

(iv) 商工業・製造業

令和３年経済センサス活動調査における当町の事業所数は 860 か所、従業員数は 6,665 人です。事業所数は年々減少しており、商工業・製造業いずれにおいても雇用の創出が課題となっています。

建築・建設関連等については、周辺町村の需要状況から現況の個人経営的な事業所からの脱却は難しい状況です。

商店は、住民の簡単な生活用品を販売する小規模な店舗が点在しています。核となる商業施設は町の中心部にありますが、近隣の市町村の大型店舗への流出を余儀なくされています。

飲食業は、主に観光客及び地元住民を対象に営業しているものの、観光客や人口の減少等により、厳しい営業状況に立たされています。住民（特に高齢者）の買い物・交流の場としてだけでなく、観光客の買い物の場として、商業の振興を図るとともに雇用の創出する必要があります。

製造業においては、地域に密着した業種も育っているが、企業誘致による雇用の創出・就業の場の拡大が課題となります。

(2) その対策

(i) 農業

水稻、露地野菜、果樹及び酪農など地域の中心となる農家の人材育成を図り、農業の発展を目指すとともに、農村が有する農村景観の保全、維持・増進に努め、有機栽培による土づくりと総合防除を基礎として、環境に優しい農業を推進します。

特に中之条地区でのブランド米の事業拡充を図り地元住民や、観光客に対して積極的にPRするとともに、昔ながらの農法に加え、DXを背景としたスマート農業等の新技術や機械化を推進し、生産の協業化、作業の共同化による農業経営の効率化による安定した収入の確保に努め、六合地区では花き栽培において、高収益性ある作目、作型を担い手農家中心に導入し、生産性の向上と地域特産物としてのブランド化を推進します。

また、中山間地域における農業生産活動等が継続的に可能となるよう、積極的に新規就農者を受け入れ、後継者の育成に取り組むとともに農地中間管理事業等を活用し、目標地図に基づく担い手への農地集積・集約化を推進するなどの施策を講じ、耕作放棄地の発生の防止に努め、農業・農村の多面的機能の維持を図るとともに、多様な担い手の確保や定住環境の整備を行います。

豊かな観光資源を活用した農業の確立を推進し、交流拠点施設と連携した観光農業を展開するとともに、豊富な地域特産品を使った商品の開発や６次産業化にも積極的に取り組めるよう地域に開かれた施設を整備し、生産物の販路拡大と雇用の場の確保を図ります。地域で活躍する担い手を中心とした農業・商業・観光業等の産業間連携を図るための仕組みを構築し、異業種間の連携など町の産業振興を目指し、若い人材の確保等に取り組めます。

（ii）林業

林業振興にあつては、森林が地域共通の財産となるよう、森林経営管理制度やぐんま緑の県民基金事業の活用により、荒廃した森林の整備を進め、水源かん養機能の発揮、有害鳥獣対策、土砂流出等自然災害の未然防止を図っていきます。

森林を地域資源と捉え、再生可能エネルギーとしての活用により、環境政策や林業政策の課題解決等にも総合的に取り組み、相乗的な効果を生み出していきます。伐期を迎えた森林の主伐や間伐を促し、適切な整備を進めると同時に「木材活用センター」を活用し、良質材は建築用材として、民有林の林地残材を木質チップに加工することで、町内事業所や家庭に対し木質バイオマスの活用を提案し、更なる森林整備に繋がります。

利用されにくい大径木や広葉樹は家具、調度品及びアート作品に加工し、ふるさと納税の返礼品や観光客向けの商品としてのブランド化を目指します。これにより素材生産や加工部門での雇用や経済取引の拡大により、林業経営の安定化に取り組みます。

「木材活用センター」では、他の自治体と連携し、各自治体の森林環境譲与税を原資とした事業を行い、豊かな山林の特性を周知する事業を実施し、山村文化に触れることができ、児童・生徒との交流を図ることで人的、経済的交流を促進します。

また、山林の特性や林業機械の使用などを専門的に学ぶことで、林業の担い手確保や定住人口の増加を図り、重要となる森林の基盤整備では、林道等の整備や高性能林業機械の導入を積極的に行い、木材の生産性を向上させます。

（iii）観光

自然、歴史、産業、伝統文化及び温泉などの地域資源を活用し、体験型の観光レクリエーションの町づくりを進めます。

町内2か所の道の駅、中之条ガーデンズ及び中之条花楽の里を中心とした交流拠点施設の整備、自然に包まれた快適な温泉地の整備、野反湖を中心とした自然、歴史、文化及び産業などを体験学習できる受入れ体制の整備、観光・体験ができる農園・牧場の整備促進など、観光と農業振興とを有機的に連携を持たせることで、地域の所得向上につなげ、若者の定住促進と後継者確保をするため各種の施策を推進するとともに、経済活性化に資する住民主体によるまちづくりの活動に対し支援を行います。

また、地域資源（温泉・景勝地・自然景観・歴史）が豊富にあることから、観光と連携した商業の振興と特産品を活かした新しい地域の企業づくりやICTの利活用等により地域のPRを強化し、外国人観光客の受け入れにも取り組んでいきます。

利用者のニーズに応えられる商工業への活性化を図るとともに、ラムサール条約に登録された芳ヶ平湿地群については、自然環境を保全しつつ関連性のあるチャツボミゴケ公園、旧太子駅などと連携し、一連の観光資源として持続的に活用する必要があります。

（iv）商工業・製造業

観光によるまちづくりを進め、交流人口の増加による商店街の活性化を図るとともに、製

造業においては、町外への販売を促進する取り組みや既存の二次加工や伝統工芸品に加え、6次産業化や他の産業との連携による、地域資源を生かした新たな取り組みに対して支援を行います。

また、企業誘致、起業支援施策の充実を図ります。交通通信体系の整備やインターネットといったICTの飛躍的進歩により、新たな企業活動の場としての条件が整いつつあることから、サテライトオフィスの誘致などにも取り組んでいきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
2 産業の 振興	(1) 基盤整 備	農業	中之条ガーデンズ整備	町	
			中之条花楽の里整備	町	
			六合の花集荷施設整備	町	
			上沢渡農道改良	町	
			山田農道改良	町	
			大塚農道改良	町	
			平農道改良	町	
			横尾農道改良	町	
		林業	木材土場整備	町	
			林業専用道開設 押込線	町	
			林道開設改良 塩原線	町	
			林道開設改良 一の瀬線	町	
			林道開設改良 七曲り2号線	町	
			林道開設改良 北山本線	町	
			林道開設改良 小雨線	町	
			林道開設改良 中沢線	町	
			林道開設改良 日ヶ瀬線	町	
			林道開設改良 下沢線	町	
			林道開設改良 吾嬬山線	町	
			林道開設改良 寺社木線	町	
			林道開設改良 貝瀬線	町	
			林道開設改良 高縦線	町	
	(3) 経営近 代化施設	林業	木材活用センター等整備	町	
			林業共同施設整備	町	
			高性能林業機械整備	森林 組合	
	(5) 企業誘致		サテライトオフィス整備	町	
	(7) 商業	共同利 用施設	商工関連共同利用施設整備	町	
	(9) 観光又はレクリエ ーション		道の駅整備	町	
			芳ヶ平湿地群整備	町	
			野反湖観光施設整備	町	
			チャツボミゴケ公園整備	町	
			四万清流の湯整備	町	
			重要観光施設整備	町	
			公衆トイレ整備	町	
			温泉施設整備	町	
			六合産業遺産群整備	町	
			太子駅貨車購入	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
2 産業の 振興	(10) 過疎地 域持続的発展 特別事業	第1次 産業	新規就農者支援事業・新規就農者定住支援事業 ○具体的な事業内容 研修受入体制、指導体制を拡充し、新規就農者を支援する。 ○事業の必要性 農業における新規就農者の確保と耕作放棄地の減少対策を強化し、定住支援を図り持続的で力強い農業構造を実現する。 ○見込まれる事業効果 ・農業の振興・新規就農者の増加・耕作放棄地の減少・地域活性化	町	
		商工 業・ 6次産 業化	商工振興対策事業 ○具体的な事業内容 事業者や商工会、起業家（出店者）等に補助金を交付、助成を行う。 ○事業の必要性 空き店舗の増加は大きな課題であり、利用することによる商店街の活性化を図るため、事業者や商工会、起業家（出店者）等への支援を行う。 ○見込まれる事業効果 ・商業の振興・地域活性化・雇用の創出	町	
			農産物ブランド化事業・おいしいお米づくり支援事業 ○具体的な事業内容 「米」「花」「食と農」「果樹」等のブランド化。 ○事業の必要性 町内農産物の付加価値を高め、町内外にPRし、特産物を通じ、地域経済の活性化を図る。 ○見込まれる事業効果 ・農業の振興・特産物の周知・地域活性化・農業経営の改善	町	
			街路灯整備等補助事業 ○具体的な事業内容 商店街の街路灯整備や維持管理費への補助及び支援。 ○事業の必要性 商店街のイメージアップに繋がる街路灯整備を補助し、商店街の持続的な発展を推進する。 ○見込まれる事業効果 ・商工業の振興・商店街の活性化	町	
		観光	観光案内看板整備事業 ○具体的な事業内容 観光案内看板の整備。 ○事業の必要性 外国人観光客等に対応できるよう、わかりやすくインパクトのある観光案内版を整備し、観光客の増加を図る。 ○見込まれる事業効果 ・観光の振興・観光客の増加	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
2 産業の 振興	(10) 過疎地 域持続的発展 特別事業	観光	中之条ガーデンズ運営管理事業・花楽の里運営管理事業 ○具体的な事業内容 中之条ガーデンズ・中之条花楽の里の運営管理を行う。 ○事業の必要性 花のまちづくりの拠点として、交流・学び・憩いの場としての施設運営を行い、人づくり及び地域づくりを推進する。魅力ある園整備と運営を行うことで、交流人口を増加させ、ドライフラワーなどの地域特産品の販売を推進し、経済活性化を図る。 ○見込まれる事業効果 ・観光の振興・観光客の増加	町	
			観光施設管理事業・六合地区観光施設管理事業 ○具体的な事業内容 管内観光施設の維持管理を行う。 ○事業の必要性 観光業は中之条町の主要産業であり、地域資源を活かした魅力ある整備・運営を行うことで、交流人口の増加を図る。 ○見込まれる事業効果 ・観光の振興・観光客の増加・交流人口の増加	町	
			観光宣伝事業 ○具体的な事業内容 観光誘客のためのPRを強化。町観光協会の宣伝事業を促進。ICTの利活用による情報発信。 ○事業の必要性 当町の魅力である温泉などの地域資源の活用は、当町の持続的発展に重要であり、ICTを活用した観光宣伝事業等の効果的な取り組みを推進する。 ○見込まれる事業効果 ・観光の振興・観光客の増加・地域活性化	町	
		その他	木材活用センター運営管理事業 ○具体的な事業内容 製材やチップの製造。木工や調度品を生産。林業事業者への研修や都会の児童・生徒などへの森林学習事業等を実施。 ○事業の必要性 木材活用センターは林業振興の核となる施設であり、施設整備後は、地域との交流拠点を目指し、林業政策や環境政策の課題解決に総合的に取り組んでいく。 ○見込まれる事業効果 ・林業の担い手確保・定住人口の増加・温室効果ガスの削減。	町	
			有害鳥獣対策事業 ○具体的な事業 捕獲活動の強化・支援施策の実施。 ○事業の必要性 有害鳥獣による農林業の被害を少なくし、産業の振興に悪循環を生じさせないよう対策する。捕獲活動の強化や支援を行い、被害の軽減を図る。 ○見込まれる事業効果 ・農林業の振興・生産意欲の向上・経営の安定化・人的被害の減少	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業務

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
中之条町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

(中之条町個別施設計画より産業系施設の「基本方針」を転記)

産業振興、伝統工芸品及び地域特産物づくりの拠点となる産業系施設は、地域産業における重要な施設です。施設機能を維持しつつ、人口減少、少子高齢化による担い手不足問題など、今後の産業情勢や施設の老朽化状況などを総合的に勘案して、集約化、複合化及び多機能化による最適配置を実施していきます。

また、産業観光に繋がる施設機能についても検討していきます。

(中之条町個別施設計画よりレクリエーション・観光施設の「基本方針」を転記)

四万温泉などの温泉地や野反湖などの観光スポットを多く有する当町には、その魅力を高めるための施設が多くあります。収入の確保とともに、民間活力の活用、予防保全によるライフサイクルコストの縮減を図ります。適切な施設数を維持していく必要がありますが、老朽化や利用状況を考慮し、施設数の適正化を図りつつ、残していく施設には必要な機能を充実させ、経済活性化に繋げていきます。

産業振興に係る公共施設等の整備や維持・管理等については、中之条町公共施設等総合管理計画における「基本的な方針・考え方」に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適切に実施します。



4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

生活環境の利便性の向上や、地域経済の活性化を図る上で、地域の情報化は有効な手段であり、当町でも防災無線のデジタル化や災害、火災等の情報や町からのお知らせを電子メールで配信するサービスなど、住民福祉の向上と防災・減災に寄与できるよう地域の情報化に取り組んできました。

また、六合地区では、平成6年度に防災行政無線施設を整備し、平成18年度に健康管理等情報連絡施設（ケーブルテレビ）を整備して地区住民の生活情報の提供を行っており、令和2年度より高度無線環境整備を実施し、情報格差の解消を図っているところです。

しかしながら、地域の情報化は持続的発展に必要不可欠であり、様々な分野でA I（※）・I C Tを活用して地域条件不利を克服できるよう、地域の情報化を加速し、快適で安心して暮らせる地域社会を形成しなければなりません。

(2) その対策

情報通信基盤の格差を生じさせないように、地域住民が情報通信技術を活用できる環境を整えることが重要です。地域情報施設の整備に努め、地域内の行政、産業、教育、福祉及び医療など様々な分野における情報の高度化と、住民が情報通信を活用した行政サービスを受けられる体制に対応した環境の充実活用を図ります。I C Tを利用できる者と利用できない者との間にもたらされる情報格差（デジタル・ディバイド）対策も重要であり、高齢者等のデジタル活用支援にも取り組みます。

行政や教育のD Xを推進し、新たな行政課題や多様化する住民ニーズ等へ対応するため、申請の手続きのデジタル化やデジタルメディアの整備と発信を進めていきます。

人口減少により、町職員の減少も見込まれます。A I等のデジタル技術の有効活用による業務の効率化についても取り組みを行います。

また、県や近隣市町村と連携し、自治体クラウドなどにも積極的に取り組みます。

※ 人工知能。学習・判断といった人間の知能のもつ機能を備えたコンピュータシステムなど。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設	防災行政用無線施設	防災行政無線整備	町	
		ブロードバンド施設	高度無線環境整備	町	
		その他の情報化のための施設	六合情報連絡施設整備	町	
			公衆無線LAN環境整備	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	デジタル技術活用	情報化推進対策事業・公文書管理事業 ○具体的な事業内容 行政のDXを推進。AI等のデジタル技術の有効活用や電子決裁等公文書の管理を見直す。情報化による過疎地域の条件不利の克服や地域課題の解決に取り組む。 ○事業の必要性 行政のDX化は待ったなしの状況であり、スピード感を持って事業を実施し、当町における情報化を加速していく。 ○見込まれる事業効果 ・行政の効率化・デジタル人材の育成・地域活性化	町	
			広報広聴事業 ○具体的な事業内容 公式ホームページの見直し。動画コンテンツの活用等。 ○事業の必要性 新しいデジタル技術等を活用し、抜本的な見直しにより発信力を強化することで、町の魅力をPRし持続可能なまちづくりを推進する。 ○見込まれる事業効果 ・行政の効率化・産業の振興・交流人口の増加。	町	
		その他	防災行政無線保守管理事業 ○具体的な事業内容 防災行政無線の保守管理。 ○事業の必要性 地域生活になくてはならない、重要な電気通信設備であり適切な管理を行っていく。 ○見込まれる事業効果 ・防災・減災	町	
			六合情報連絡施設等保守管理事業 ○具体的な事業内容 六合情報連絡施設等の保守管理。 ○事業の必要性 六合地区の情報格差解消になくてはならない、重要な光ケーブル設備であり適切な管理を行っていく。 ○見込まれる事業効果 ・防災・減災・情報格差解消	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

（中之条町個別施設計画より庁舎等の「基本方針」を転記）

本庁である中之条町役場と中之条町六合支所があります。教育委員会等の行政機能は分散されており、複合施設となっているツインプラザ等に配置されています。状況により見直しを行いますが、最適な配置及び適正管理による維持管理コストの縮減のほか、窓口や事務スペースの改善による町民サービスの向上、施設の有効活用による収入確保を図ります。

中之条町六合支所は複合施設とし、地域活性化プラットフォーム事業の拠点として機能充実を図ります。

地域の情報化に係る公共施設等の整備や維持・管理等については、中之条町公共施設等総合管理計画における「基本的な方針・考え方」に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適切に実施します。



5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

(i) 道路

当町の主要交通体系は、JR 吾妻線や国道 145 号、292 号、353 号及び 405 号並びに主要地方道など吾妻郡の大動脈が走っており、町道や農林道がこれら幹線道路に接続されています。

これらの幹線道路も未改良部分が多く、住民生活の向上、産業の振興、観光の面からも、また交通安全確保の点からも早急な改良が望まれています。

国道や主要地方道から町道、農道及び林道により各集落を連絡して住民生活に活用されている。地区住民の生活や経済基盤及び観光客誘致の根幹である町道は、未だに整備状況が悪く、早急に整備充実することが重要な課題です。

しかし、山間部では急峻な地形が大きな要因となり整備・充実が遅れている状況にあります。地区の末端道路である農林道は農林業振興の上で重要な路線であり、また集落相互の連絡道でもあり、地区の産業振興及び住民生活の向上の観点からも早急な整備が望まれています。

(ii) 公共交通

住民の通勤・通学、買い物、通院等の交通手段としては、自家用車が主であるが、中之条地区では、2 か所の駅を拠点とした路線バス 3 路線と 2 地区を対象とした「デマンドバス」を運行しています。(※ 1) 六合地区では、JR 吾妻線の最寄り駅から路線バスが 1 路線と「やまどり」が運行されています。(※ 2)

人口の減少と高齢化、自家用車の普及と利便性の悪さからバス利用者は減少しているものの、教育施設の統合や広域的な病院・福祉施設の整備、近隣の大型店への買い物、介護保険制度により、住民行動の拡大を余儀なくされる状況にあって、高齢者や通勤・通学者、また観光客にとって必要な公共交通機関の維持・充実とともに新たな交通対策が求められています。ひとり暮らし老人・高齢者世帯は増加しており、高齢者が自立生活を送るための支援を推進する必要があります。公共交通の便の悪い地域や、高齢者・障がい者を対象とした、住民の買い物、通院等において、移動困難者タクシー助成事業や交通空白地有償運送事業等を実施しているが、これらの移送支援を今後も継続していく必要があります。

(2) その対策

(i) 道路

町道の整備促進、末端連絡道である農林道の拡充整備を図るとともに、町道にて大規模な改修が必要な区間については、県代行による整備を継続して要望します。

また、国道、主要地方道の改良整備の促進を図るための要請も継続して行います。

※ 1 ※ 2 「デマンドバス」及び「やまどり」とは、道路運送法第 79 条の 3 の規定に基づいた自家用有償旅客運送等における、公共交通空白地有償運送等の登録による運送のことをいう。

(ii) 公共交通

通勤・通学者や高齢者、観光客などの基幹となる交通手段として、路線バスとスクールバス及びデマンドバス・やまどりによる運行体系を維持し、住民利用の拡充を基本とした移動手段の効率化と利便性の向上を目指した交通体系の整備に努めるとともに、なかのん号や買い物支援バスや移動困難者タクシー助成事業等の支援を継続し、交通弱者が安心して生活・移動できる環境整備を図り、住みやすいまちづくりを進めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道	道路	町道整備 古垣内小原崎線	町
			町道整備 奥山原行沢線	町
			町道整備 伊勢町水道山線	町
			町道整備 湯原久森線	町
			町道整備 沢尻四号線	町
			町道整備 後貝戸十二平線	町
			町道整備 折田大竹線	町
			町道整備 柴本五反田線	町
			町道整備 岩本伊勢町線	町
			町道整備 奥山原長久保線	町
			町道整備 親都中村線	町
			町道整備 中沢高津線	町
			町道整備 十二平中村橋線	町
			町道整備 折田伊勢町線	町
			町道整備 矢場大亀線	町
			町道整備 大亀沼田線	町
			町道整備 下折田成田線	町
			町道整備 中曽根美野原線	町
			町道整備 五領新田線	町
			町道整備 五反田中之条線	町
			町道整備 折田小川線	町
			町道整備 横尾平線	町
			町道整備 千沢1号線	町
			町道整備 奥山原竹井線	町
			町道整備 古町本線	町
			町道整備 古町十号線	町
			町道整備 四万岩本線	町
			町道整備 山口中井線	町
			町道整備 犬麦平山口線	町
			町道整備 山口譲葉線	町
			町道整備 中井1号線	町
			町道整備 中井新湯線	町
			町道整備 譲葉日向見線	町

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備 考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道	道路	町道整備 万沢線	町	
			町道整備 万沢2号線	町	
			町道整備 新湯スキー場線	町	
			町道整備 上沢渡四万線	町	
			町道整備 田代原西山線	町	
			町道整備 品木原3号線	町	
			町道整備 品木原5号線	町	
			町道整備 小倉原線	町	
			町道整備 太子中沢線	町	
			町道整備 太子湯久保線	町	
			町道整備 太子停車場線	町	
			町道整備 日影11線	町	
			町道整備 日影13線	町	
			町道整備 日影15線	町	
			町道整備 日影16線	町	
			町道整備 赤岩日影線	町	
			町道整備 暮坂引沼線	町	
			町道整備 諏訪の原湯の湖線	町	
			町道整備 花敷草津2号線	町	
			町道整備 広池暮坂線	町	
			町道整備 小雨生須線	町	
			町道整備 沼尾大梨線	町	
			町道整備 白砂根広線	町	
			町道整備 引沼京塚線	町	
			町道区画線設置 管内主要路線	町	
		橋りょう	橋りょう長寿命化修繕	町	
		その他	トンネル長寿命化修繕(太子中沢線)	町	
	(6) 自動車等	自動車	高齢者等買い物支援バス購入	町	
			交通空白地有償運送等車両購入	町	
	(8) 道路整備機械等		道路除雪車両購入	町	
			道路整備車両購入	町	
			スノーステーション整備	町	
	(9) 過疎地域 持続的発展特別 事業	公共交通	公共交通対策事業・交通空白地有償運送事業 ○具体的な事業内容 公共交通空白地有償運送事業の実施。 ○事業の必要性 デマンドバスの運行など公共交通空白地に住んでいる交通弱者のため交通手段を確保し、住みやすいまちづくりを進める。 ○見込まれる事業効果 ・日常生活の維持・人口減少の緩和	町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域 持続的発展特別 事業	公共交通	移動困難者タクシー助成事業 ○具体的な事業内容 移動困難者へのタクシー助成。 ○事業の必要性 障がいや高齢等を理由に自動車の運転ができないなど、移動手段に制限を受ける住民を対象に助成をすることで継続した地域生活の支援を行う。 ○見込まれる事業効果 ・日常生活の維持・人口減少の緩和	町	
			医療機関等外出タクシー「なかのん」号運行事業 ○具体的な事業内容 医療機関等外出タクシー「なかのん」号の運行。 ○事業の必要性 自動車運転免許を返納した方や65歳以上の高齢者及び障がいのある方が、医療機関等に通院するための移動交通手段として運行を行い、地域生活の支援を行う。 ○見込まれる事業効果 ・生活の維持・人口減少の緩和	町	
			高齢者等買い物支援事業 ○具体的な事業内容 買い物支援バスの運行。移動販売事業の実施。 ○事業の必要性 交通弱者に対する生活支援策として、買い物を手助けするサービスを実施する。 ○見込まれる事業効果 ・日常生活の維持・人口減少の緩和	町	
	(10) その他	地域交通網整備	町		
		駅周辺及び複合的拠点整備	町		



(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

(中之条町公共施設等総合管理計画よりインフラの「基本方針」を転記)

インフラについては、施設分類ごとに個別計画を定め、整備を推進しています。インフラは、町民の暮らしや産業、経済活動及び地域社会を支える基盤として重要な施設であり、必要な機能を安全かつ持続的に維持していくことが求められます。財政的制約が強まりますが、維持管理作業や調査、点検などの合理化を進め、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

(1) 道路

「中之条町林道施設長寿命化計画」等の各計画に基づき整備を進めます。

道路維持管理作業や調査・点検作業の合理化を進めます。各計画の策定、見直し時期においては、利用需要の変化を考慮し、廃止を含む道路網の再構築を検討します。

オーバー・レイについては、経年管理から状態管理の考え方へとシフトし、計画的に更新を行い、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

(2) 橋りょう

「中之条町橋梁長寿命化修繕計画」等の各計画に基づき整備を進めます。

各計画の策定、見直し時期においては、利用頻度が極端に低い橋りょうや維持管理が極めて困難な橋りょう、更新費用に見合う便益が見込めない橋りょうなどについては、廃止、除去も検討します。

(3) トンネル

「中之条町トンネル長寿命化修繕計画」等の各計画を策定し整備を進めます。計画的な維持管理を実施することで維持管理コストの縮減に努めます。

交通施設の整備、交通手段の確保に係る公共施設等の整備や維持・管理等については、中之条町公共施設等総合管理計画における「基本的な方針・考え方」に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適切に実施します。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

(i) 水道施設

中之条地区に上水道が1施設、簡易水道が7施設あり、六合地区には、簡易水道が8施設あります。組合営の小水道も数多くあるが、いずれも急峻・地域分散、地すべり地域等、立地条件が悪く施設整備においても箇所、時間、費用と様々な問題を抱えています。

現状の施設は、築後40年以上の施設も多く老朽化に伴い、漏水等が発生する危険があるため、計画的な修繕・更新工事が必要となっています。今後、人口減少・使用水量の減少などから収益も減少していく中で、施設の老朽化などによる更新工事などにも多大な費用が掛かることが予想されます。

また、地区で運営している水道については、公営化による運営を検討していかなければなりません。

(ii) 下水処理施設

公共下水道施設が3施設、農業集落排水施設が4施設整備されていますが、地理的条件より公共下水道施設の整備が効率的でない状況の地域については、合併処理浄化槽を補助事業により整備し河川の汚濁防止に努めています。

しかしながら、トイレ改修など個人負担が発生することや住民の高齢化などによりその整備は鈍化しています。

(iii) し尿・ごみ処理施設

中之条地区は東部衛生施設組合で処理されています。六合地区においては、ごみ処理は西吾妻環境衛生施設組合にて委託処理を行い、し尿は東部衛生施設組合で処理されています。

近年、環境問題への関心が高まりつつあり、町でも住民のごみに対する意識改革を進めているところではありますが、分別収集の一部不徹底などが課題となっています。

こうした状況は中之条町に限らず吾妻郡内の6ヵ町村に共通の問題となっております。この問題を効率的に広域で解決するために一部事務組合「吾妻環境施設組合」を吾妻郡の6ヵ町村で設立し取り組んでいます。

また、郡内のし尿やごみの処理を担う施設は、老朽化が進み新たな処理施設への更新が必要な状況となっており、ごみ処理施設については、郡内6ヵ町村で新たなごみ処理施設を建設し、令和12年からの運用を目指しています。

(iv) 消防施設

中之条町消防団は、5分団、16部の体制で組織されているが、過疎化と少子高齢化が進む地区においては、年々消防団員数も減少傾向にあります。団員の勤務先が広範囲化していることから、災害活動への迅速性が問われており、消防団経験者によるボランティア組織が結成されています。

消防施設については、年々整備を進めていますが、耐用年数を経過した機械器具等も多く消防車や消防ポンプ等を更新する必要があります。

また、昭和 48 年度から吾妻広域町村圏の事業として、消防の常備化及び救急業務が開始され、中之条町地区は東部署（東吾妻町）、六合地区は西部署（草津町）の管轄となっており、それぞれ連携しながら活動を行っています。

（v）公営住宅

当町では核家族化の進行やU J I ターン現象に対応するため、これまでに公営住宅 38 棟 127 戸、特定公共賃貸住宅 4 棟 9 戸、町営賃貸住宅 8 棟 89 戸の計 59 棟 225 戸を建設していますが耐用年数を経過している住宅が約 4 割を占めているため、対応が必要です。

（vi）防犯・交通安全対策

地域住民が安心して暮らせるよう、関係機関と連携し、まちづくりに関する取組や交通安全対策が必要です。

（vii）公園

公園はこどもの遊び場、住民や来訪者の憩いの場としての機能が期待される施設で、適切な配置と管理が望まれています。

（2）その対策

（i）水道施設

老朽化している既存の給・配水施設を耐震管などの長期的に使用できる材料で更新し、今後の使用水量に応じた施設に見直し、更新工事などの費用の抑制などに努めていきます。

（ii）下水道処理施設

下水道施設への接続可能地域の早期の水洗化の推進と、それ以外の地域において合併処理浄化槽を全戸及び各地区集会所等に整備し、河川汚濁の最大の原因である家庭雑排水の浄化を推進します。

また、既存の公共下水道、農業集落排水等下水道施設の長期的使用に資する施設台帳等の整備を適切に行っていきます。

（iii）環境対策

環境にやさしいまちづくりの一環として、町内の環境美化、不法投棄の防止及びごみの適正処理の推進を図り、循環型社会の構築に向けて、ごみの減量・リサイクル推進など環境問題に総合的に取り組みます。

(iv) 消防施設

防災マップの作成等により、危険箇所の調査・指定を行い、地域住民の防災意識を高め、身体、財産の安全を確保するとともに、有事に備え、消防施設の整備拡充を推進して住民が安心できる地域環境の整備と、吾妻広域消防と密接な連携のもと、災害時において迅速な対応ができるように努めるとともに、消防団の体制整備と消防思想の普及に努め、団員の士気高揚を図ります。

(v) 公営住宅

少子化や核家族化及び遠距離通勤が進む折、若者の定住促進を図るため、町営住宅の建設など計画性のある安定した住宅の供給に努めます。

(vi) 防犯・交通安全対策

地域の安全を守るため、防犯及び交通安全施設の維持、整備を進めるとともに、地域防犯活動の支援に努めます。

(vii) 公園

ドッグランを含む町が所有する都市公園等について、遊具等の設備に係る事故等が起こらないよう、計画的に予防修繕を行っていきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設	上水道	中之条上水道施設改修	町	
		簡易水道	中之条簡易水道施設改修	町	
			世立簡易水道施設改修	町	
			和光原簡易水道施設改修	町	
			小倉簡易水道施設改修	町	
			田代原簡易水道施設改修	町	
			京塚簡易水道施設改修	町	
			広池簡易水道施設改修	町	
			中部簡易水道施設改修	町	
			南部簡易水道施設改修	町	
			湯久保小水道施設改修	町	
			根広小水道施設改修	町	
			太子小水道施設改修	町	
			長平小水道施設改修	町	
			パイロット暮坂小水道施設改修	町	
			高間小水道施設改修	町	
			熊倉小水道施設改修	町	
	(2) 下水処理施設	公共下水道	中之条公共下水道 改築更新	町	
			四万特定環境保全公共下水道 改築更新	町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(2) 下水処理施設	公共下水道	沢渡特定環境保全公共下水道 改築更新	町	
			横尾特定環境保全公共下水道 改築更新	町	
		農村集落排水施設	農業集落排水改築更新 下沢渡地区	町	
			農業集落排水改築更新 青山・市城地区	町	
			農業集落排水改築更新 大塚・平・下赤坂地区	町	
			農業集落排水改築更新 折田・山田地区	町	
		その他	合併処理浄化槽設置整備	町	
	(3) 廃棄物処理施設	ごみ処理施設	ごみ処理施設整備	吾妻環境施設組合	
	(5) 消防施設		消防ポンプ自動車及び防災車両等購入	町	
			小型動力ポンプ付積載車購入	町	
			消防自動車車庫及び詰所整備	町	
			消火栓設置	町	
			防火水槽設置	町	
			消防デジタル無線購入	町	
	(6) 公営住宅		町営住宅整備	町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	生活	下水道台帳整備事業 ○具体的な事業内容 下水道台帳整備。 ○事業の必要性 下水道の維持管理費は大きな課題であり、「中之条町下水道事業経営戦略」等の各計画に基づき、効率的な運営を目指すとともに、上水道事業との統合など経営の合理化を検討するなど、継続的な管理向上に努めなくてはならない。下水道台帳整備は、今後の適切な管理に必要不可欠であり、整備を進めていく。 ○見込まれる事業効果 ・財政の健全化・生活環境の整備	町	
			ごみ処理委託事業 ○具体的な事業内容 近隣自治体と連携したごみ処理。 ○事業の必要性 ごみ処理については、一部事務組合を構成し、近隣自治体と連携して処理しており、今後も継続して効率的に事業を継続していく。 ○見込まれる事業効果 ・財政の健全化・生活環境の整備	町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地 域持続的発展 特別事業	防災・防犯	防災対策事業 ○具体的な事業内容 防災計画やハザードマップの見直し。災害時の防 災物品や備蓄品の購入。ＩＣＴの活用による防災 啓発、防災体制の整備。各地区における自主防災 計画の策定を支援。 ○事業の必要性 災害に的確に対処できるまちづくりを推進。「自 助」「共助」が実践され、地域防災力の向上によ り住民が安心できる防災対策に取り組む。 ○見込まれる事業効果 ・ 防災・減災	町	
			防犯対策事業・交通安全対策事業 ○具体的な事業内容 地域の防犯灯の設置及び電気料に補助金を交付。 防犯カメラやカーブミラー・交通安全標識の設置 等。 ○事業の必要性 犯罪や交通事故のない住みよい地域づくりのた め、継続して事業を実施し、安心して暮らせる地 域を実現する。 ○見込まれる事業効果 ・ 防犯・交通安全・生活環境の整備	町	
	(8) その他		中之条霊園整備	町	
			都市公園等整備	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

（中之条町公共施設等総合管理計画よりインフラの「基本方針」を転記）

インフラについては、施設分類ごとに個別計画を定め、整備を推進しています。

インフラは、町民の暮らしや産業、経済活動及び地域社会を支える基盤として重要な施設であり、必要な機能を安全かつ持続的に維持していくことが求められます。財政的制約が強まりますが、維持管理作業や調査、点検などの合理化を進め、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

（４）上水道施設

「中之条町水道事業基本計画（新水道ビジョン・経営戦略）」等の各計画に基づき、効率的な運営を目指すとともに、減災等への対応にも努めます。

（５）下水道施設

「中之条町下水道事業経営戦略」等の各計画に基づき、効率的な運営を目指すとともに、上水道事業との統合など経営の合理化を検討するなど、継続的な管理向上に努めます。

（中之条町個別施設計画より消防施設の「基本方針」を転記）

町民の安全で安心な暮らしを守るため、計画的な修繕や更新（建替）が必要です。

消防団の詰所としての要素を含んだ施設と車庫、器具庫のみの施設がありますが、消防団組織の統合や消防団員の減少により、集約化を図る必要があります。

今後も人口減少、少子高齢化により消防団員数も減少が見込まれますが、地域や消防団と協議の上、最適な配置を実現しながら、防火水槽や消火栓についても適切な管理を行い、地域の実情に即した消防体制を整備します。

（中之条町個別施設計画より公園施設の「基本方針」を転記）

公園はその地域になくてはならない施設であり、適切に管理し維持を図っていきます。スポーツ施設や子育て支援施設機能を有した複合施設となっている施設もありますが、人口減少、少子高齢化によるニーズの変化に伴う利用状況によっては、集約化、複合化及び廃止も検討していきます。

屋外トイレについては計画的な修繕を行いますが、老朽化状況や利用状況などにより廃止を検討します。設備や遊具等については事故等が起こらないよう計画的に予防修繕を行うとともに、長寿命化を図っていきますが、修繕費用が高額の場合は撤去も検討します。

生活環境の整備に係る公共施設等の整備や維持・管理等については、中之条町公共施設等総合管理計画における「基本的な方針・考え方」に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適切に実施します。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

(i) 子育て環境・少子化対策

少子化が進行しており、結婚や出産等に対する価値観の変化、子育ての経済的負担の増大、仕事と子育ての両立の難しさ、生活環境の整備の遅れ等が指摘されています。

幼稚園や小・中学校の統合が進む状況で、六合地区では、平成15年度に保育所、幼稚園の一体化施設「中之条町六合こども園」を建設し、この問題に対応してきました。

また、中之条地区においても幼稚園と保育所の在り方を検討するなど、急速な少子化や保護者のニーズに対応する施策を進めています。

子育て中の親子が楽しく遊べる場所、こどもや保護者同士の交流の場所の整備や子育て応援の手当・助成に取り組んでいますが、今後も取り組みを継続していく必要があります。

また、若年層の流出、核家族化等により子育てについて相談する人がいないなどの問題も抱えており、親の育児力向上のための施策が必要です。

(ii) 高齢者等の福祉の向上及び増進等

出生率は低下している一方、高齢化は進行し、令和2年度の当町の高齢化率は41.1%になります。このような超少子高齢化社会の到来により、ますます病気や介護の負担は増加することが考えられます。生活の質の維持、閉じこもりを防止し、地域住民との交流の場がもてる高齢者福祉施設を整備し、高齢者がお互いに支えあいながら安心して生活ができるまちづくりが必要です。

公衆衛生の向上やライフスタイルの変化により、「生活習慣病」は住民の健康上の大きな問題となっています。

多くの高齢者が健康を維持するとともに、地域の「支え手」として活躍できるよう、健康づくり・介護予防の推進による事業を展開し、生活習慣病や要介護状態の予防に積極的に取り組んでいく必要があります。

障がい者の状況も、障がいの重度化・重複化、高齢化が進行しており、また社会構造の複雑化を背景に、ストレスなどによる精神障がいなどの増加も問題となってきています。こころや体に障がいがある人も社会の一員として、地域における様々な活動に積極的に参加し、自立生活を促進できる体制をつくる必要があります。

(2) その対策

(i) 子育て環境・少子化対策

保健や医療、福祉及び教育など各分野が連携した支援体制の構築と家庭、学校及び職場など地域全体で支える仕組みづくりを推進し、結婚から子育てまで切れ目のない支援の充実を図ります。

保育所、児童館及び認定こども園といった児童福祉施設や放課後児童クラブ施設の整備に

については、こどもの数やこどもを育てる社会環境の変化を考慮し、地域特性やニーズを的確に捉えて整備を行っていきます。 また、こどものためだけの施設でなく、こども、保護者及び高齢者が世代間交流の場として活用し、様々な問題を抱える親の育児力を向上させ、幅広いニーズにあった保育を実践するとともに、地域子育て支援の拠点としての機能を充実します。

(ii) 高齢者等の福祉の向上及び増進等

中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘など、現在ある施設についても、老朽化に伴う各種整備が必要であり、その調査・整備を実施します。

また、老人クラブ等の支援など高齢者福祉の充実を図り、高齢者の社会参加の機会を提供するとともに、各種保健事業の充実、住民の健康管理や疾病・介護予防・健康増進を図るための体制整備を図ります。

障がい者の住みよいまちづくりのため、施設のユニバーサルデザイン化や各種在宅福祉サービスの充実を図り、また就労支援のための就労支援事業所（移行支援・就労継続）や地域活動支援センター、生活の場を確保するためのグループホーム等を広域調整のもと整備します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び福 祉の向上及び増 進	(1) 児童福 祉施設	保育所	中之条保育所整備	町	
			伊勢町保育所整備	町	
			六合こども園整備	町	
			こども園整備(新設)	町	
		児童館	世代間交流施設整備	町	
	こども館・子育て交流施設整備		町		
	(4) 介護老人保健施設		中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘整備	町	
	(7) 市町村保健センター 及びこども家庭センター	中之条町保健センター整備	町		
		六合保健センター整備	町		
		こども家庭センター整備	町		
	(8) 過疎地 域持続的発展 特別事業	児童福祉	福祉医療費給付事業 ○具体的な事業内容 18歳年度末までの子ども等を対象に医療費自己負担分を助成。 ○事業の必要性 地域全体で子育てを支援し、過疎地域で生活する子育て世代が、安心して子育てをできる持続可能な地域を目指す。 ○見込まれる事業効果 ・少子化対策・人口減少の緩和	町	

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び福 祉の向上及び増 進	(8) 過疎地 域持続的発展 特別事業	児童福祉	保育料無償化事業 ○具体的な事業内容 保育所・幼稚園の保育料の無償化。 ○事業の必要性 地域全体で子育てを支援し、過疎地域で生活する子 育て世代の負担の軽減を図り、切れ目のない支援を 実施する。 ○見込まれる事業効果 ・少子化対策・人口減少の緩和	町	
			妊娠出産サポート事業・出産祝金事業 ○具体的な事業内容 産前産後の母子や家庭への訪問の実施やヘルパーの 派遣による家事や育児支援、産科受診料の補助、子 どもの誕生を祝福し祝金を支給。 ○事業の必要性 地域全体で子育てを支援し、過疎地域で生活する子 育て世代の負担の軽減を図り、切れ目のない支援を 実施する。 ○見込まれる事業効果 ・少子化対策・人口減少の緩和	町	
			育児等健康支援事業・放課後児童健全育 成事業・子育て支援事業 ○具体的な事業内容 子育て広場の運営、両親学級の実施、子育てポータ ルサイトの運営、放課後児童クラブへの補助、不妊 治療助成、乳児おむつ等購入費助成及び入学祝品 等。 ○事業の必要性 地域全体で子育てを支援し、過疎地域で生活する子 育て世代の負担の軽減を図り、切れ目のない支援を 実施する。 ○見込まれる事業効果 ・少子化対策・人口減少の緩和	町	
		高齢者・障 害者福祉	老人クラブ助成事業 ○具体的な事業内容 老人クラブへの助成。 ○事業の必要性 いきいき暮らせる魅力ある老人クラブ活動ができる ように連携し、積極的な支援を実施する。 ○見込まれる事業効果 ・介護予防・いきがづくり・健康寿命の延伸・人 口減少の緩和	町	

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び福 祉の向上及び増 進	(8) 過疎地 域持続的発展 特別事業	健康づくり	健康増進事業 ○具体的な事業内容 健康増進法に基づき、健康診査、健康教育・相談、 訪問指導の実施。歯科健診の実施、活動量計の活用 による健康ポイントの付与、骨髄移植ドナーに係る 助成金の交付。 ○事業の必要性 若い世代から健康意識を高め、疾病予防、早期発 見、早期治療により健康寿命の延伸を図る。 ○見込まれる事業効果 ・健康寿命の延伸・人口減少の緩和	町	
		その他	マリッジサポート事業 ○具体的な事業内容 乳幼児ふれあい体験の実施、婚活支援の交流 イベントや同窓会を開催する団体への補助金 の交付。若年新婚世帯に対し生活支援補助金 を交付 ○事業の必要性 少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化に 対する取り組みとして、婚活を支援する。 ○見込まれる事業効果 ・少子化対策・人口減少の緩和		
	(9) その他		放課後児童クラブ施設整備	町	
			介護支援車両購入	町	
			福祉車両購入	町	
			健康増進施設整備	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

（中之条町個別施設計画より幼稚園・保育所・こども園の「基本方針」を転記）

幼児の安全で快適な環境確保を最優先に計画的な修繕を実施します。今後は、人口減少、少子高齢化により入所者数は大幅に減少する見込みです。集約化、複合化を検討し、適切な施設数について考えていきます。老朽化した施設の更新（建替）時は、子育て支援の地域拠点施設としての機能を持たせるなど多機能化も検討します。

（中之条町個別施設計画より幼児・児童施設の「基本方針」を転記）

子育て中の親子が楽しく遊べる場所、こどもや保護者同士の交流の場所及び児童の安全な居場所として必要な施設であり、切れ目ない支援を行うため機能の充実を図ります。

子育てひろば「はっぴ〜」、世代間交流館「ゆびきり」、地域子育て支援センター、子育て世代包括支援センター及び六合学童保育所は、すでに複合施設となっており、運用や維持管理の効率化を図っておりますが、人口減少、少子高齢化により利用者数は減少すると見込まれ、集約化も検討していく必要があります。

集約化、複合化を検討し、適切な施設数について考えていきますが、施設機能は維持し、より利用しやすく魅力的な施設になるように整備していきます。

（中之条町個別施設計画より高齢者福祉施設の「基本方針」を転記）

施設へのニーズが変化する中で、現状に適した施設の在り方や位置づけを検討しながら、必要な施設を配置するものとするが、当初の設置目的が薄れ利用率が低い施設は見直し、集約化や廃止を検討します。

（中之条町個別施設計画より保健施設の「基本方針」を転記）

町内には２つの保健センターがあり、地域における各種健診の実施等の重要な役割を担っており、長く施設を使用できるよう、予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。人口減少、少子高齢化によるニーズの変化に伴う利用状況によっては、集約化、複合化を検討していきます。

ニーズが変化する中で、現状に適した施設の在り方や位置づけを検討しながら、必要な施設を配置するものとするが、当初の設置目的が薄れ利用率が低い施設は見直し、集約化や廃止を検討します。

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に係る公共施設等の整備や維持・管理等については、中之条町公共施設等総合管理計画における「基本的な方針・考え方」に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適切に実施します。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

中之条地区においては、観光地である四万温泉に四万へき地診療所を設置し、地域住民や観光客に対して適切な医療サービスを提供できるよう整備されています。

六合地区では、保健、医療及び福祉の複合施設として、「六合温泉医療センター」を平成5年に整備しました。しかしながら、施設の利用状況及び老朽化等に伴う複合施設の在り方を検討した結果、令和5年度に医療のみを継続し、規模を縮小した「六合診療所」を移転しました。5か所の出張診療所を開設し、医師等が出向いて診療を行っており、住民の総合的な地域医療を担っています。出張診療所は、小雨、赤岩、広池、湯久保、田代原にあり、老朽化した地区の集会所を改装した施設等を利用しています。地域集落内にある診療所は高齢者にとって重要な施設となっていますが、人口の減少による運営の問題を抱えています。

歯科診療については、平成7年に六合診療所内に開設され、歯科医師1人体制で、その予防及び治療にあたっています。

西吾妻地区において中核病院として機能している西吾妻福祉病院との連携強化を図るとともに、へき地として四万地区並びに六合地区ともに、地域に密着した医療体制、在宅医療サービスの継続と充実が求められています。

(2) その対策

へき地において重要である疾病初期の一次医療及び慢性疾患等にかかる継続医療の拠点としての施設整備及び設備の充実を進め、今後も診療所内に歯科診療所を併設し継続していきます。

地域の実情に即した医療体制を整備し、医療機関としての信頼性と利用者の安心を確保するため、院内設備についても充実を図ります。

また、巡回診療や訪問診療、保健師による健康相談や健康教育といった活動を推進するとともに、救急医療体制並びに地域中核病院との連携体制の強化を図っていきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設	診療所	四万へき地診療所整備	町	
			六合診療所整備	町	
		その他	医療機器購入	町	
			訪問診療・巡回診療車購入	町	
	(2) 特定診療科 に係る診療施設	診療所	六合診療所（歯科診療）整備	町	
		その他	歯科用医療機器購入	町	
			訪問診療・巡回診療車購入	町	
	(3) 過疎地域持 続的発展特別事業	自治体病院	診療所運営事業 ○具体的な事業内容 四万へき地診療所及び六合診療所の運営管理。 ○事業の必要性 過疎地域における継続医療の拠点として、地域 に密着した医療体制、在宅医療サービスの継続 と充実を図る。 ○見込まれる事業効果 ・医療の確保・人口減少の緩和	町	
		その他	医師確保対策事業 ○具体的な事業内容 医師確保対策費用の自治体負担。 ○事業の必要性 過疎地域における持続可能な医療確保のため医 師の確保は必要不可欠であり、救急医療体制並 びに地域の中核病院との連携体制を強化を図 る。 ○見込まれる事業効果 ・医療の確保	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

（中之条町個別施設計画より医療施設の「基本方針」を転記）

へき地医療の充実等を目的に、当町では2つの医療施設とその関連施設が設置されています。

今後も施設機能は維持しますが、利用状況等を踏まえ、現状に適した施設の在り方や位置づけを決定し最適配置を実施します。

地域の実情に即した医療体制を整備し、適正管理による維持管理コストの縮減のほか、医療機関としての信頼性と利用者の安心を確保するため、院内設備についても充実を図ります。

医療の確保に係る公共施設等の整備や維持・管理等については、中之条町公共施設等総合管理計画における「基本的な方針・考え方」に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適切に実施します。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

(i) 学校教育

管内の小学校は統合を経て、中之条地区で5校から1校に、六合地区でも2校から1校へと学校数が減少しています。中学校においては、中之条地区では5校から1校に減少しています。六合地区の中学校においては2校から1校となり、その1校に関しても、生徒数減少により令和7年度をもって休校に至っています。

現行の学習指導要領では、「生きる力」をこどもたちに育むために、資質・能力の三つの柱「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性の涵養」のバランスの取れた育成を重視しています。

そのため、学校の教育活動を進めるにあたっては、各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進することが求められています。学校における教育活動が一層効果的に展開されるためには、家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携を密にすることが重視されています。

このような状況から、こどもたちを取り巻く教育環境の整備とともに、地域全体でこどもたちを支援する体制の構築が必要です。

施設面では、校舎等施設・設備の老朽化がみられますが、修繕や改修を適宜行うことにより、長寿命化を図ります。

通学対策については、スクールバス運行整備等の遠距離通学児童生徒に対する支援を充実させてきましたが、児童・生徒数の減少に伴い集団登下校ができなくなっているため、近距離であっても安全面の問題で不安が生じています。

就学前教育においては、中之条地区では幼稚園2園を運営しており待機児童はない状況です。今後は、幼稚園と保育所の在り方を検討するなど、急速な少子化や保護者のニーズに対応する施策を進めていきます。

六合地区では、少子化による園児の減少、就労形態の変化による保護者ニーズに 대응するため、幼稚園・保育所が合同活動する特区の認定を受け、平成16年4月、六合こども園を開園、幼児教育の機会が拡大されました。

(ii) 社会教育

生涯にわたる学習活動やスポーツは、健康で心豊かな生活を求めて広範多岐にわたり、一層活発化してきており、学習活動で身につけた知識や技術等を社会における諸活動の中で生かしたいとする要望もますます高まりを見せています。また、合併により旧町村それぞれの地域住民の交流は大きな課題であり、地域間を結びつけ、誰もが参加できる生涯学習機会の提供やスポーツの振興が望まれています。

(2) その対策

(i) 学校教育

当町では、旧中之条町の学区においては学校統廃合を実施し、六合地区においても、今後の在り方が検討され、中学生については長野原町へ教育事務を委託するなど、今後も児童・生徒数等を考慮して、学校規模の適正化を進めます。また、経年により老朽化している小・中学校

の校舎、給食センター等の改修・修繕を計画的に実施し安全性や利便性の向上並びに長寿命化を図るとともに、新学習指導要領の基本をふまえ、児童生徒本位の多様な学習活動が行える学習環境の整備を推進します。

学校と地域の連携・融合のための施策の展開を図り、家庭や地域の人々との関わりを深め、特色ある学校づくりを推進します。また、少子化や情報化、国際化が進展する中で、ＩＣＴ教育環境の整備など社会の変化に対応した教育を推進します。

通学対策については、統合による通学距離の延長に伴い、小学校、中学校等を一体的に捉えスクールバスの運行を充実させるとともに、通学路等の整備を行い、保護者とともに安全で効率的な通学対策を検討し推進していきます。

幼稚園では、幅広いニーズにあった新しい就学前教育を実践するとともに、こども達を安全に教育するための施設及び環境整備を推進します。

(ii) 社会教育

中之条大学の運営により地区公民館等を核としたサークル活動を振興し、「だれもが、いつでも、どこでも学べる」学習機会の充実に努めるとともに、総合型地域スポーツクラブ等による、だれでも参加できるスポーツの推進、スポーツ施設の質の向上を図ります。

また、学習、スポーツ両面で、それぞれの地域の住民が往来して交流できる事業の展開に努めます。

しかしながら、少子高齢化の影響もあり、老朽化や利用状況を考慮し、施設数の適正化を検討していく必要があります。残していくスポーツ施設については、長寿命化や維持管理の効率化に努めるとともに、設備のグレードアップなど機能の充実を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和８年度～１２年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
８ 教育の 振興	(1) 学校教 育関連施設	校舎	中之条小学校校舎整備	町
			中之条中学校校舎整備	町
			六合小学校校舎整備	町
			六合中学校校舎整備	町
		屋内運動場	中之条小学校体育館整備	町
			中之条中学校体育館整備	町
			六合小学校体育館整備	町
		屋外運動場	中之条小学校屋外運動場整備	町
			中之条中学校屋外運動場整備	町
			六合小学校屋外運動場整備	町
			六合中学校屋外運動場整備	町
		水泳プール	中之条小学校プール整備	町
			中之条中学校プール整備	町
		スクールバ ス・ポート	スクールバス購入	町
		給食施設	中之条小学校給食センター整備	町
			東部学校給食センター整備	町
			六合給食センター整備	町

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
8 教育の 振興	(2) 幼稚園	中之条幼稚園整備	町	
		沢田幼稚園整備	町	
		六合こども園整備	町	
	(3) 集会施設、体育施設等	体育施設	中之条町総合運動場整備	町
			沢田体育館整備	町
			名久田第二体育館整備	町
			小原崎公園テニスコート整備	町
			中之条球場整備	町
			中之条弓道場整備	町
			六合体育館整備	町
			中之条ふれあい町民プール整備	町
			六合ふれあい屋内プール整備	町
		図書館	図書館整備	町
		その他	生涯学習施設整備	町
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	義務教育	スクールバス等通学対策事業 ○具体的な事業内容 スクールバス運行の充実。通学路等の整備。 ○事業の必要性 学校の統廃合等による通学距離延長に伴い、小学校、中学校等を一体的に捉え、安全で効率的な通園通学対策を図る。 ○見込まれる事業効果 ・教育環境の整備・少子化対策・人口減少の緩和	町
			英語力向上支援事業・外国青年招致事業 ○具体的な事業内容 ALTの配置、中学生の英語検定の受験料補助等 ○事業の必要性 子どもの英語力を高めるため、小学5年生から中学3年生を対象に、ALTを中心に教室の外で英語に触れる機会を通し、英語を学ぶ意欲向上を図る。 ○見込まれる事業効果 ・教育環境の整備・少子化対策	町
			青少年対策事業 ○具体的な事業内容 青色防犯パトロール等の実施、アウトメディア標語コンクールの実施、情報モラル教育の実施。 ○事業の必要性 電子メディアの過剰な使用や誤った使用による子どもたちの健全な成長の阻害や犯罪被害防止のため、アウトメディアに取り組むとともに、電子メディアとの上手な付き合い方を啓発する。 ○見込まれる事業効果 ・教育環境の整備・防犯	町

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備 考
8 教育の 振興	(4) 過疎地 域持続的発展 特別事業	義務教育	地域学校協働本部事業 ○具体的な事業内容 学校とボランティアのパイプ役になるコーディネータの配置。 コミュニティスクールの運営、文化体験事業の実施。 ○事業の必要性 地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画と様々な 地域資源の活用により、子どもたちと地域との繋がりを広げ るとともに、地域への愛着や学びを深める。 ○見込まれる事業効果 ・教育環境の整備・少子化対策・地域文化の継承	町	
		生涯学習・ スポーツ	生涯学習施設運営管理事業・図書館運営管理事業 ○具体的な事業内容 施設の適切な保守や維持管理。図書館資料の充実と利用促進。 ○事業の必要性 生涯学習施設は町及び郡内の生涯学習の中核的施設であり、 様々な学習支援・学習機会の場の提供を行えるよう、ソフト面 の充実を図る。 ○見込まれる事業効果 ・教育環境の整備・少子化対策・いきがづくり	町	
			中央公民館運営事業・趣味・教養講座事業・少年教室 事業・公開講座事業・きらめき講座事業 ○具体的な事業内容 公民館施設の保守や維持管理。中之条大学を中心とした講演 会、スポーツ、料理、自然探索など、様々な講座を実施。 ○事業の必要性 「誰もが学べる生涯学習社会」を目指し、明るい地域社会を形 成するとともに、町民の生きがい及び健康づくりをサポートを 図る。 ○見込まれる事業効果 ・いきがづくり・教育環境の整備・健康寿命の延伸・人口減 少の緩和・介護予防	町	
			保健体育推進事業 ○具体的な事業内容 スポーツ大会（郡民スポーツ大会、まちなか5時間リレーマラ ソン等）及びスポーツ教室・講習会の実施。スポーツ推進委 員・協会・少年団・クラブ等への活動支援を行う。 ○事業の必要性 スポーツの普及・振興を図るとともに、スポーツを通じて心身 ともに健康づくりを図る。 ○見込まれる事業効果 ・いきがづくり・健康寿命の延伸・地域活性化	町	
		その他	給食費無償化事業 ○具体的な事業内容 保育所、幼稚園、小学校及び中学校の給食費の無償化。 ○事業の必要性 地域全体で子育てを支援し、過疎地域で生活する子育て世代の 負担の軽減を図り、切れ目のない支援を実施する。 ○見込まれる事業効果 ・教育環境の整備・少子化対策	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

(中之条町個別施設計画より学校の「基本方針」を転記)

児童、生徒の安全で快適な学習環境の確保を最優先に、教育方法や内容等の変化に適應できるよう、計画的な修繕や情報通信ネットワーク環境の整備などの機能向上を進めるとともに、地域コミュニティや防災の拠点施設としての機能を強化するため、余裕教室等を活用した複合化、多機能化を検討します。

当町では、旧中之条町の学区においては学校統廃合を実施し、六合地区においても、今後の在り方を検討しています。施設数の大幅な削減は現実的ではありませんが、児童、生徒数等を考慮して、更新時は学校規模の適正化を進めます。

（中之条町個別施設計画よりその他教育施設の「基本方針」を転記）

給食センターやスクールバス管理事務所は必要不可欠な施設ですが、人口減少、少子高齢化により町全体のこどもの数は大きく減少する見込みであり、施設の集約化や施設規模の適正化を進めます。

（中之条町個別施設計画より集会施設の「基本方針」を転記）

公民館は社会教育や生涯学習の面だけでなく、コミュニティやまちづくりの観点からも重要な施設です。人口減少、少子高齢化により利用者数は減少することが見込まれ、老朽化が進んでいる施設が多いため、その在り方や位置づけを明確にするとともに、再編や複合化により最適配置を行います。近隣施設との複合化により施設機能は維持し、地域が利用できる施設として整備していきます。

（中之条町個別施設計画より図書館・博物館の「基本方針」を転記）

地域における生涯学習の拠点である図書館、博物館は、今後も維持し機能の充実を図ります。

図書館は、すでに複合施設となっており、運用や維持管理の効率化による維持管理コストの縮減に努めます。博物館は施設を維持し、予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。

今後も、町民が利用しやすく生涯学習をより幅広く豊かにする施設を目指し、整備していきます。

（中之条町個別施設計画よりスポーツ施設の「基本方針」を転記）

当町のスポーツ施設は、廃校となった学校の校庭や体育館をスポーツ施設として維持しており、類似施設が多い状況となっています。人口減少、少子高齢化により利用者数は大幅に減少する見込みとなりますので、老朽化や利用状況を考慮し、転用（用途変更）、集約化及び廃止をすることで、施設数の適正化を図ります。残していくスポーツ施設については、長寿命化を図るとともに、設備のグレードアップなど機能の充実を図ります。

教育の確保に係る公共施設等の整備や維持・管理等については、中之条町公共施設等総合管理計画における「基本的な方針・考え方」に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適切に実施します。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

集落は住民が生活する最も基本的な単位であるとともに、農林業における生産活動の補完機能、日常生活における相互扶助機能及び農地や山林をはじめとする地域資源の資源管理機能といった重要な役割を果たしていますが、集落によっては、若年層を中心とした人口流出により高齢者のみの世帯も増加している状況にあり、集落機能が低下し集落自体の維持が困難な状況が顕在化してきています。

(2) その対策

現況としては厳しい状況にありますが、後継者となる若者も近隣の市町村に居るものが多く、住宅等の環境整備により生まれ育ったふるさとでの生活を希望している者もいます。

また、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、田舎暮らしや地方移住の需要も高まっています。集落の担い手となるUJIターン者を受入れるための環境整備を進めるとともに、集落の地域特性を踏まえた効率的かつ適正な生活基盤整備に取り組みます。併せて、地域おこし協力隊などの人材を積極的に活用することで、集落及び地域全体の維持・活性化を図り、誇れる故郷づくりを推進していきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落 再編整備	赤岩の里整備	町	
		よつてがねえ館整備	町	
		UJIターン定住住宅整備	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

（中之条町個別施設計画より産業系施設の「基本方針」を転記）

産業振興、伝統工芸品及び地域特産物づくりの拠点となる産業系施設は、地域産業における重要な施設です。施設機能を維持しつつ、人口減少、少子高齢化による担い手不足問題など、今後の産業情勢や施設の老朽化状況などを総合的に勘案して、集約化、複合化及び多機能化による最適配置を実施していきます。

また、産業観光に繋がる施設機能についても検討していきます。

(中之条町個別施設計画よりレクリエーション・観光施設の「基本方針」を転記)

四万温泉などの温泉地や野反湖などの観光スポットを多く有する当町には、その魅力を高めるための施設が多くあります。収入の確保とともに、民間活力の活用、予防保全によるライフサイクルコストの縮減を図ります。適切な施設数を維持していく必要がありますが、老朽化や利用状況を考慮し、施設数の適正化を図りつつ、残していく施設には必要な機能を充実させ、経済活性経済活性化に繋げていきます。

集落の整備に係る公共施設等の整備や維持・管理等については、中之条町公共施設等総合管理計画における「基本的な方針・考え方」に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適切に実施します。



II. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

地域の歴史や伝統文化を保存・継承するとともに、文化財や拠点施設について整備してきましたが老朽化の問題が顕在化しています。

「まげもの」等に代表される伝統工芸や、地域の伝統文化については、後継者の育成が大きな課題となっています。

文化財については、国指定重要文化財の日向見薬師堂、富沢家住宅をはじめ、国登録有形文化財の旧太子駅ホッパー棟、国指定重要無形民俗文化財の上州白久保のお茶講、国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択された「六合入山のネドフミとスゲ細工の技術」、国指定史跡の東谷風穴や県指定重要無形民俗文化財の鳥追い祭りなど多くの文化財があり、それらの適切な管理による整備保存が重要な課題となっています。

このほか、国の重要伝統的建造物群保存地区の赤岩地区は地区の魅力を高めるため保存整備が急務です。また、国の天然記念物に指定されたチャツボミゴケの群生地は日本で最大級であり、適切な保護が望まれます。

(2) その対策

文化会館、博物館といった地域文化の振興に係る様々な施設は、地域の芸術文化の拠点施設としての重要な役割を担っていることから施設の充実を図り、地域に存在する多くの歴史的・文化的資源の計画的な整備に努めていきます。

また、伝統が脈々と受け継がれている町の文化及び芸術を保存整備し、伝承と活用による地域の振興を図ります。

古くからある赤岩地区の家並みは、歴史的な価値が高く、今後も綿密な調査に基づく保存とともに適切な歴史的風致の維持向上に努め、積極的な利活用を推進します。貴重な自然遺産のチャツボミゴケは、未来に残していくため文化財保護法のもとに適切な保存と活用に努めるとともに、近隣の文化財などと連携し、文化・伝統を語る物語を構成し、遺産群としての活用を図る必要があります。

文化財の案内設備の整備やＩＣＴの活用など、歴史文化資源の魅力発信についても強化していきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	地域文化振興施設	中之条町文化会館整備	町	
			中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」整備	町	
		その他	赤岩重伝建地区保存整備	町	
			文化財保存整備	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域文化振興施設	歴史と民俗の博物館運営事業・企画展事業・講座・講演会事業 ○具体的な事業内容 博物館の運営。企画展・講座・講演会の実施 ○事業の必要性 博物館は、郷土文化の向上と後世への歴史的財産の継承を行い、魅力ある企画展や講演会を開催することにより、町の歴史や文化について理解を深める。 ○見込まれる事業効果 ・教育環境の充実・地域文化の継承	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

（中之条町個別施設計画より産業系施設の「基本方針」を転記）

産業振興、伝統工芸品及び地域特産物づくりの拠点となる産業系施設は、地域産業における重要な施設です。施設機能を維持しつつ、人口減少、少子高齢化による担い手不足問題など、今後の産業情勢や施設の老朽化状況などを総合的に勘案して、集約化、複合化及び多機能化による最適配置を実施していきます。

また、産業観光に繋がる施設機能についても検討していきます。

（中之条町個別施設計画より文化施設の「基本方針」を転記）

地域の芸術文化の拠点として、ホール機能等の特殊設備を備えた文化施設は、多額の維持管理コストを要するため、収入の確保とともに、民間活力の活用、予防保全によるライフサイクルコストの縮減を図ります。

行政系施設機能や社会教育系施設機能などの機能を有する複合施設となっている施設もあり、今後も地域コミュニティや防災の拠点施設としての機能を強化するため、余裕区画等を活用した複合化、多機能化を検討します。

人口減少、少子高齢化などによりニーズが変化する中で、現状に適した施設の在り方や位置づけを検討しながら、当初の設置目的が薄れ利用率が低い施設については、施設規模の適正化、集約化及び廃止を検討します。

地域文化の振興に係る公共施設等の整備や維持・管理等については、中之条町公共施設等総合管理計画における「基本的な方針・考え方」に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適切に実施します。

12. 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

当町では、持続可能な循環型社会を構築し、地球温暖化防止や低炭素社会を実現するため、平成25年に「再生可能エネルギーのまち中之条」の宣言を行い、再生可能エネルギー導入の取り組みを進めてきました。中之条町地球温暖化対策実行計画【事務事業編】において、町営発電所から発電された再生可能エネルギーを主電力とした中之条パワーからの電力供給の拡大や、町内公共施設への省エネ・再エネ設備の導入推進を重点テーマとして掲げ、「地の利を活かした再生可能エネルギーの活用」等により、環境政策や林業政策の課題解決等にも総合的に取り組んできました。

また、熱需要や物理的環境の面、普及啓発の面で条件が揃っている中之条町役場や六合支所に、町内の豊富な森林資源を活用した木質バイオマス設備を整備しました。

しかしながら、安定確保、環境負荷の軽減、地域内の経済循環が重要であり、その成果を地域の活性化にも繋げていく必要があります。

(2) その対策

今後も再生可能エネルギーの利用を促進し、「地の利を活かした再生可能エネルギーの活用」、「地球温暖化対策・地域の低炭素化の実現」、「林業政策の課題解決（山林整備・森林の荒廃化防止）」、「地域活性化」を目指し、その取組を継続していきます。

町主導で設立した一般財団法人中之条電力との連携によるエネルギーの地産地消を推進するとともに、低コストで低炭素なエネルギー開発を研究し、安定したエネルギーの確保に努める必要があります。

木質バイオマスの活用は重要度が高く、公共施設においても積極的に導入・活用していますが、適切な設備の保守管理を実施し、民間への普及啓発を進めていきます。木材活用センターの整備により、木質チップの品質等の安定供給体制を確立し、地域の木材資源を活用したエネルギーの地産地消（森林整備と安定供給）を実現させ、林業政策の課題解決及び地域全体の低炭素化に繋げていきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
II 再生可能エネルギーの利用推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設		木質バイオマス設備整備	町	
			木質バイオマス燃料製造施設（設備）整備	町	
			太陽光発電設備整備	町	
			小水力発電設備整備	町	
			電気自動車急速充電設備整備	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギー利用	木質バイオマス設備保守管理事業 ○具体的な事業内容 木質バイオマス設備の保守管理。 ○事業の必要性 適切に設備を維持管理することにより、持続的な再生可能エネルギーの安定した利用を促進していく。 ○見込まれる事業効果 ・林業の振興・温室効果ガスの削減・地域活性化	町	
			木質バイオマス活用推進事業 ○具体的な事業内容 間伐材や主伐材を活用した良質なチップの安定供給。 ○事業の必要性 再生可能エネルギーの地産地消。公共施設等の木質バイオマス設備に良質なチップの安定供給を図ることにより、温暖化対策に資することだけでなく、地域の活性化を図る。 ○見込まれる事業効果 ・林業の振興・温室効果ガスの削減・地域活性化	町	
			新エネルギー導入推奨事業 ○具体的な事業内容 住宅用再生可能エネルギーシステムの設置費に補助金を交付。 ○事業の必要性 エネルギーの地産地消と再生可能エネルギーの利用促進を推進する。 ○見込まれる事業効果 ・エネルギーの地産地消・温室効果ガスの削減	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

（中之条町個別施設計画より庁舎等の「基本方針」を転記）

本庁である中之条町役場と中之条町六合支所があります。教育委員会等の行政機能は分散れており、複合施設となっているツインプラザ等に配置されています。状況により見直しを行いますが、最適な配置及び適正管理による維持管理コストの縮減のほか、窓口や事務スペースの改善による町民サービスの向上、施設の有効活用による収入確保を図ります。

中之条町六合支所は複合施設とし、地域活性化プラットフォーム事業の拠点として機能充実を図ります。

（中之条町個別施設計画よりレクリエーション・観光施設の「基本方針」を転記）

四万温泉などの温泉地や野反湖などの観光スポットを多く有する当町には、その魅力を高めるための施設が多くあります。収入の確保とともに、民間活力の活用、予防保全によるライフサイクルコストの縮減を図ります。適切な施設数を維持していく必要がありますが、老朽化や利用状況を考慮し、施設数の適正化を図りつつ、残していく施設には必要な機能を充実させ、経済活性化に繋げていきます。

再生可能エネルギーの利用促進に係る公共施設等の整備や維持・管理等については、中之条町公共施設等総合管理計画における「基本的な方針・考え方」に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適切に実施します。



13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

現在、地域をPRするための地域資源を活かした「中之条ビエンナーレ」「伊参スタジオ映画祭」などの特色のあるイベントを数多く開催していますが、今後、多世代交流及び地域間交流をより一層推進する必要があります。

各行政分野及び行政区などの各種団体等においても、独自にスポーツ大会、イベント、お祭り及びコンサート等を開催しており、着実にその成果を上げています。

少子高齢化や自然災害の多発化など、著しく生活環境が変化しています。そういった変化に対応できる自立したまちづくりを進めなくてはなりません。

また、社会の急速な情報化に対応したまちづくりが必要で、さまざまな分野でデジタル化を推進することが重要な課題となります。

(2) その対策

地域特有の行事やお祭り、サークル活動、観光イベントなど、町の特色を活かした独自の取組により、交流人口や関係人口の増加を図るとともに、多世代、地域間の交流を促進します。地域の強固な繋がりは、災害に対する強靱力を高め、お互いが助け合える地域の持続的発展のため、行政区との連携と支援を行っていきます。

デジタル社会への対応には、人材の育成が不可欠です。地域の人材や職員がデジタル技術をまちづくりに活用できるように取り組みを進めていきます。

また、「中之条町公共施設等総合管理計画」に基づき、「あったら便利」「ここにも欲しい」ではなく、「ないと困る」「なくてはならない」、これからの公共施設等の在り方を考え、未来へと繋いでいきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持続的な発展に必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	行政区活動補助事業 ○具体的な事業内容 行政区への活動助成。 ○事業の必要性 地域コミュニティの核である行政区と連携し、支援を行うことで、地域力の向上を図り、持続可能なまちづくりを推進する。 ○見込まれる事業効果 ・地域住民主体の地域づくり・地域コミュニティの活性化	町	
		職員研修事業 ○具体的な事業内容 職員研修事業の実施・充実。 ○事業の必要性 高度化・複雑化する行政需要やデジタル化に対応するため、職員の資質の向上に取り組む。 ○見込まれる事業効果 ・デジタル人材育成・財政健全化・行政DX加速	町	
		公共施設総合マネジメント事業 ○具体的な事業内容 定期的施設調査の実施。計画に基づく事業の実施。 ○事業の必要性 公共施設の総合的かつ計画的な管理のため、公共施設のマネジメントを強化し、方針に基づいた事業等を適切に実施し、財政負担を軽減・平準化していく。 ○見込まれる事業効果 ・財政健全化	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

（中之条町個別施設計画より庁舎等の「基本方針」を転記）

普通財産については、転用（用途変更）、譲渡（売却）及び貸付を含めて有効活用を検討します。

有効活用が見込めない施設については、財政状況により計画的に除去します。

その他の施設については、施設の在り方や位置づけを検討しながら、必要な施設を配置するものとしませんが、その在り方や位置づけを明確にするとともに、当初の設置目的が薄れた施設は見直し、集約化や廃止を検討します。

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(4) 過疎地 域持続的発展 特別事業	移住・ 定住	ふるさと移住・定住促進事業	町 (持続的発展・将来に及ぶ効果) ・移住者の増加・地域活性化 地域の魅力や優れた特性を活かして、地域間交 流や移住・定住を促進し、地域に活力を与える 人づくりを推進する。
			空家利活用事業・空家等対策 事業	町 (持続的発展・将来に及ぶ効果) ・移住者の増加・地域の活性化・景観整備 地域の魅力や優れた特性を活かして、地域間交 流や移住・定住を促進し、地域に活力を与える 人づくりを推進する。
		地域間 交流	ふるさと納税事業	町 (持続的発展・将来に及ぶ効果) ・交流人口の増加・関係人口の増加・地域活性 化 ふるさと納税制度を通じて、地域間交流を促進 し、地域に関心・繋がりをづくり、地域活性化 を図る。
			都市等交流対策事業	町 (持続的発展・将来に及ぶ効果) ・交流人口の増加・関係人口の増加・地域活性 化 都市間相互の親睦を深め、地域間交流を促進 し、地域に関心・繋がりをづくり、地域活性化 を図る。
			未来ビジョン・総合戦略事業	町 (持続的発展・将来に及ぶ効果) ・交流人口の増加・関係人口の増加・地域活性 化 持続可能なまちづくりに取り組む施策を官民連 携で計画し取り組むことで、地域間交流を促進 し、地域に関心・繋がりをづくり、地域活性化 を図る。
		その他	中之条ビエンナーレ開催事業	町 (持続的発展・将来に及ぶ効果) ・観光の振興・交流人口の増加・関係人口の増 加・地域活性化 地域資源を活かした特色のあるイベントによ り、魅力あふれる地域をアピールし、交流人 口、関係人口及び地域の活性化を図る。
			伊参スタジオ映画祭開催事業	町 (持続的発展・将来に及ぶ効果) ・観光の振興・交流人口の増加・関係人口の増 加・地域活性化 地域資源を活かした特色のあるイベントによ り、魅力あふれる地域をアピールし、交流人 口、関係人口及び地域の活性化を図る。
2 産業の 振興	(10) 過疎地 域持続的発展 特別事業	第1次 産業	新規就農者支援事業・新規就 農者定住支援事業	町 (持続的発展・将来に及ぶ効果) ・農業の振興・新規就農者の増加・耕作放棄地 の減少・地域活性化 新規就農者の確保と耕作放棄地の減少対策を強 化し、定住支援を図り、持続的で力強い農業構 造を実現する。
		商工業・ 6次産業 化	商工振興対策事業	町 (持続的発展・将来に及ぶ効果) ・商業の振興・地域活性化 商店街の活性化を図るため、起業家（出店者） への支援を行い、地域に活力を与える人づくり と商店街の持続的な発展を推進する。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の 振興	(10) 過疎地 域持続的発展 特別事業	商工業・ 6次産業 化	農産物ブランド化事業・おい しいお米づくり支援事業	町 (持続的発展・将来に及ぶ効果) ・農業の振興・特産物の周知・地域活性化・農 業経営の改善 農産物のブランド力向上、地域資源を活かした 振興に取り組み、特産物を通じ、地域経済の活 性化を図る。
			街路灯整備等補助事業	町 (持続的発展・将来に及ぶ効果) ・商工業の振興・商店街の活性化 商店街のイメージアップに繋がる街路灯整備を 支援し、魅力の向上を図るとともに商店街の持 続的な発展を推進する。
		観光	観光案内看板整備事業	町 (持続的発展・将来に及ぶ効果) ・観光の振興・観光客の増加 観光地の更なる魅力向上を図るとともに、観光 客の受入環境整備を推進する。
			中之条ガーデンズ運営管理事 業・花楽の里運営管理事業	町 (持続的発展・将来に及ぶ効果)・観光の振 興・観光客の増加花のまちづくりの拠点とし て、更なる魅力向上を図るとともに、観光客の 受入環境整備を推進する。
			観光施設管理事業・六合地区 観光施設管理事業	町 (持続的発展・将来に及ぶ効果) ・観光の振興・観光客の増加・交流人口の増加 観光地の更なる魅力向上を図るとともに、観光 客の受入環境整備を推進する。
			観光宣伝事業	町 (持続的発展・将来に及ぶ効果) ・観光の振興・観光客の増加・地域活性化 魅力である温泉などの地域資源の活用は、当町 の持続的な発展に重要であり、効果的な取り組 みとなるよう推進する。
		その他	木材活用センター運営管理事 業	町 (持続的発展・将来に及ぶ効果) ・林業の担い手確保・定住人口の増加・温室効 果ガスの削減 豊富な森林資源を活かした林業振興の核となる 事業であり、地域との交流拠点を目指し、林業 政策や環境政策の課題解決に総合的に取り組ん でいく。
			有害鳥獣対策事業	町 (持続的発展・将来に及ぶ効果) ・農林業の振興・生産意欲の向上・経営の安定 化・人的被害の減少 有害鳥獣による農林業の被害を少なくし、産業 の振興に悪循環を生じさせないよう対策する。
3 地域に おける情報 化	(2) 過疎地 域持続的発展 特別事業	デジタル技術 活用	情報化推進対策事業・公文書 管理事業	町 (持続的発展・将来に及ぶ効果) ・行政の効率化・デジタル人材の育成・地域活 性化 行政のDX、社会課題の解決の前提となるデジ タル化に取り組み、過疎地域の条件不利の克服 や地域課題の解決を図る。
			広報広聴事業	町 (持続的発展・将来に及ぶ効果) ・行政の効率化・産業の振興・交流人口の増 加。 デジタル技術等を活用し、発信力を強化するこ とで、町の魅力をPRし持続可能な地域づくり を推進する。
		その他	防災行政無線保守管理事業	町 (持続的発展・将来に及ぶ効果) ・防災・減災 「安全・安心な暮らしづくり」「災害に強い地 域づくり」による持続可能な地域づくりを推進 する。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
3 地域に おける情報 化	(2) 過疎地 域持続的発展 特別事業	その他	六合情報連絡施設等保守管理 事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・防災・減災・情報格差解消 「安全・安心な暮らしづくり」「災害に強い地 域づくり」による持続可能な地域づくりを推進 する。
4 交通施 設の整備、 交通手段の 確保	(9) 過疎地 域持続的発展 特別事業	公共交 通	公共交通対策事業・交通空白 地有償運送事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・日常生活の維持・人口減少の緩和 住民が安心して暮らせるよう、多様な交通移動 手段の確保・維持し、「住みやすいまちづく り」を実現する環境を創るため支援を行う。
			移動困難者タクシー助成事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・日常生活の維持・人口減少の緩和 住民が安心して暮らせるよう、多様な交通移動 手段の確保・維持し、「住みやすいまちづく り」を実現する環境を創るため支援を行う。
			医療機関等外出タクシー「な かのん」号運行事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・日常生活の維持・人口減少の緩和 住民が安心して暮らせるよう、多様な交通移動 手段の確保・維持し、「住みやすいまちづく り」を実現する環境を創るため支援を行う。
4 交通施 設の整備、 交通手段の 確保	(9) 過疎地 域持続的発展 特別事業	公共交 通	高齢者等買い物支援事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・日常生活の維持・人口減少の緩和 住民が安心して暮らせるよう、多様な交通移動 手段の確保・維持し、「住みやすいまちづく り」を実現する環境を創るため支援を行う。
5 生活環 境の整備	(7) 過疎地 域持続的発展 特別事業	生活	下水道台帳整備事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果)・財政の健全 化・生活環境の整備財政の健全化を図り、持続 可能なまちづくりを推進する。下水道の維持管 理費は大きな課題であり、効率的な運営を目指 すとともに、上水道事業との統合など経営の合 理化を検討するなど、継続的な管理向上に努め る。
			ごみ処理委託事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・財政の健全化・生活環境の整備 財政の健全化を図り、持続可能なまちづくりを 推進する。ごみ処理については、一部事務組合 を構成し、近隣自治体と連携して処理してお り、今後も継続して効率的に事業を継続してい く。
		防災・ 防犯	防災対策事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・防災・減災 災害発生に的確に対応できる体制を構築すると ともに、「安全・安心な暮らしづくり」「災害 に強い地域づくり」による持続可能なまちづく りを推進する。
		防災・ 防犯	防犯対策事業・交通安全対策 事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・防犯・交通安全・生活環境の整備 犯罪や交通事故のない住みよい地域づくりのた め、「安全・安心な暮らしづくり」による持続 可能なまちづくりを推進する。
		児童福 祉	福祉医療費給付事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・少子化対策・人口減少の緩和 地域全体で子育てを支援し、安心して子育てを できる「希望が持てる未来につなぐ社会づく り」に取り組み、「地域で暮らし続けたい。」 と思える持続可能な地域づくりを推進する。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(8) 過疎地 域持続的発展 特別事業	児童福 祉	保育料無償化事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・少子化対策・人口減少の緩和 地域全体で子育てを支援し、安心して子育てを できる「希望が持てる未来につなぐ社会づく り」に取り組み、「地域で暮らし続けたい。」 と思える持続可能な地域づくりを推進する。
			妊娠出産サポート事業・出産 祝金事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・少子化対策・人口減少の緩和 地域全体で子育てを支援し、安心して子育てを できる「希望が持てる未来につなぐ社会づく り」に取り組み、「地域で暮らし続けたい。」 と思える持続可能な地域づくりを推進する。
			育児等健康支援事業・放課後 児童健全育成事業・子育て支 援事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・少子化対策・人口減少の緩和 地域全体で子育てを支援し、安心して子育てを できる「希望が持てる未来につなぐ社会づく り」に取り組み、「地域で暮らし続けたい。」 と思える持続可能な地域づくりを推進する。
		高齢者・ 障害者福 祉	老人クラブ助成事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・介護予防・いきがいつくり・健康寿命の延 伸・人口減少の緩和 健康寿命の延伸と高齢者の活躍できる環境を整 え、支え合い活躍できる活力にあふれた地域づ くりを推進する。
		健康づく り	健康増進事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・健康寿命の延伸・人口減少の緩和 健康寿命の延伸と高齢者の活躍できる環境を整 え、支え合い活躍できる活力にあふれた地域づ くりを推進する。
		その他	マリッジサポート事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・少子化対策・人口減少の緩和 結婚・子育てがしやすい環境を整え、「希望が 持てる未来につなぐ社会づくり」に取り組み、 支え合い活躍できる活力にあふれた地域づくり を推進する。
7 医療の 確保	(3) 過疎地 域持続的発展 特別事業	自治体 病院	診療所運営事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果)・医療の確 保・人口減少の緩和地域の医療ニーズを踏ま え、必要な医療が持続的にきれめなく提供され る体制を整備し、「安心して暮らせる」持続可 能な地域づくりを推進する。
		その他	医師確保対策事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・医療の確保・人口減少の緩和 地域の医療ニーズを踏まえ、必要な医療が持続 的にきれめなく提供される体制を整備し、「安 心して暮らせる」持続可能な地域づくりを推進 する。
8 教育の 振興	(4) 過疎地 域持続的発展 特別事業	義務教 育	スクールバス等通学対策事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・教育環境の整備・少子化対策・人口減少の緩 和 地域に根ざした学校づくりや地域の良さを活か す教育により、安心して子育てをできる「希望 が持てる未来につなぐ社会づくり」に取り組 み、「地域で暮らし続けたい。」と思える持続 可能な地域づくりを推進する。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
8 教育の 振興	(4) 過疎地 域持続的発展 特別事業	義務教 育	英語力向上支援事業・外国青 年招致事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・教育環境の整備・少子化対策 地域に根ざした学校づくりや地域の良さを活か す教育により、安心して子育てをできる「希望 が持てる未来につなぐ社会づくり」に取り組 み、「地域で暮らし続けたい。」と思える持続 可能な地域づくりを推進する。
			青少年対策事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・教育環境の整備・防犯 地域に根ざした学校づくりや地域の良さを活か す教育により、安心して子育てをできる「希望 が持てる未来につなぐ社会づくり」に取り組 み、「地域で暮らし続けたい。」と思える持続 可能な地域づくりを推進する。
			地域学校協働本部事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・教育環境の整備・少子化対策・地域文化の継 承 地域に根ざした学校づくりや地域の良さを活か す教育により、安心して子育てをできる「希望 が持てる未来につなぐ社会づくり」に取り組 み、「地域で暮らし続けたい。」と思える持続 可能な地域づくりを推進する。
		生涯学 習・ス ポーツ	生涯学習施設運営管理事業・ 図書館運営管理事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・教育環境の整備・少子化対策・いきがいつく り 豊かな人間性を育む生涯教育の場の充実によ り、さまざまな分野で活躍できる人材が育ち活 躍する持続可能な地域づくりを推進する。
			中央公民館運営事業 趣味・教養講座事業 少年教室事業 公開講座事業 きらめき講座事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・いきがいつくり・教育環境の整備・健康寿命 の延伸・人口減少の緩和・介護予防 豊かな人間性を育む生涯教育の場の充実によ り、さまざまな分野で活躍できる人材が育ち活 躍する持続可能な地域づくりを推進する。
			保健体育推進事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・いきがいつくり・健康寿命の延伸・地域活性 化 スポーツを通じた地域間交流の場を整備し、活 力にあふれた地域づくりを推進する。
		その他	給食費無償化事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・教育環境の整備・少子化対策 地域全体で子育てを支援し、安心して子育てを できる「希望が持てる未来につなぐ社会づく り」に取り組み、「地域で暮らし続けたい。」 と思える持続可能な地域づくりを推進する。
10 地域文 化の振興	(2) 過疎地 域持続的発展 特別事業	地域文 化振興	歴史と民俗の博物館運営事業 企画展事業 講座・講演会事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・教育環境の充実・地域文化の継承 地域の歴史や文化を学べる環境を整備し、郷土 愛を深め、「地域で暮らし続けたい。」と思え る持続可能な地域づくりを推進する。
11 再生可 能エネルギ ーの利用推 進	(2) 過疎地 域持続的発展 特別事業	再生可 能エネ ルギー 利用	木質バイオマス設備保守管理 事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果)・林業の振 興・温室効果ガスの削減・地域活性化持続的な 再生可能エネルギーの安定した利用を促進し、 林業政策や環境政策の課題解決に総合的に取り 組み、地域の活性化を図る。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
11 再生可 能エネルギーの 利用推進	(2) 過疎地 域持続的発展 特別事業	再生可 能エネ ルギー 利用	木質バイオマス活用推進事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・林業の振興・温室効果ガスの削減・地域活性化 持続的な再生可能エネルギーの安定した利用を 促進し、林業政策や環境政策の課題解決に総合 的に取り組み、地域の活性化を図る。
			新エネルギー導入推奨事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・エネルギーの地産地消・温室効果ガスの削減 エネルギーの地産地消と再生可能エネルギーの 利用促進を推進し、環境への配慮など社会持続 性を強化する。
12 その他 地域の持続 的な発展に 必要な事項	過疎地域持続 的発展特別事 業		行政区活動補助事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・地域住民主体の地域づくり・地域コミュニテ ィの活性化 地域コミュニティの核である行政区と連携・支 援を行うことで、地域力の向上を図り、持続可 能な地域づくりを推進する。
			職員研修事業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・デジタル人材育成・財政健全化・行政DX加 速 高度化・複雑化する行政需要やデジタル化に対 応するため、職員の資質の向上に取り組む。
			公共施設総合マネジメント事 業	町	(持続的発展・将来に及ぶ効果) ・財政の健全化 財政の健全化を図り、持続可能なまちづくりを 推進する。公共施設の総合的かつ計画的な管理 のため、公共施設のマネジメントを強化し、方 針に基づいた事業等を適切に実施し、財政負担 を軽減・平準化していく。

